

令和元年第2回箕面市議会定例会議案

箕 面 市

令和元年第2回箕面市議会定例会議案

報告第2号	平成30年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（財務会計システム更新事業（継続費）、次期住民情報システム構築事業（継続費）、道路・交通安全施設維持補修事業（H30継続費）、箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業（継続費）、箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、北大阪急行線延伸設計事業（継続費）、北大阪急行線延伸整備事業（継続費））	1
報告第3号	平成30年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（急傾斜地崩壊対策工事費負担事業、空家等対策事業、戸籍事務事業（臨時）、大阪府知事・府議会議員選挙事業、要保護児童対策事業（臨時）、第四次子どもプラン策定準備事業、被災農業者経営体育成支援事業（H30国補正）、橋りょう長寿命化対策事業（H30国補正）、都市計画道路整備事業、中央公園整備事業、市営住宅改修事業、消防拠点整備事業、彩都の丘小中一貫校増築等事業、小中学校ブロック塀安全対策事業（H30国補正）、都市再生機構立替施行に係る償還事業（小学校）、都市再生機構立替施行に係る償還事業（中学校）、総合運動場施設改修事業、被災家屋撤去費用助成事業（H30国補正）、登録有形文化財災害復旧費補助事業、災害復旧事業（公共土木施設）、大阪北部地震被災家屋緊急支援事業、被災者生活再建支援事業）	3
報告第4号	平成30年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（市内公共交通整備事業、温水プール整備検討事業）	7
報告第5号	平成30年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書（医療機器等整備事業）	9

報告第 6 号	平成 3 0 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し） （改良事業）	11
報告第 7 号	平成 3 0 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）（配水 及び給水事業、受託工事事業）	13
報告第 8 号	平成 3 0 年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の 繰越し）（汚水建設改良事業、雨水建設改良事業）	15
報告第 9 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	17
報告第 1 0 号	専決処分の承認を求める件（平成 3 0 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 4 号））	21
報告第 1 1 号	専決処分の承認を求める件（平成 3 0 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 5 号））	31
報告第 1 2 号	専決処分の承認を求める件（平成 3 0 年度箕面市特別会計国民健康保険 事業費補正予算（第 3 号））	61
報告第 1 3 号	専決処分の承認を求める件（平成 3 0 年度箕面市病院事業会計補正予算 （第 3 号））	77
第 3 8 号議案	工事請負契約締結の件（都市計画道路芝如意谷線道路改良工事 N o . 2 ）	89
第 3 9 号議案	財産取得の件	91
第 4 0 号議案	町の区域の変更及び町の新設の件	93

第 4 1 号議案	箕面市税条例等改正の件……………	99
第 4 2 号議案	箕面市消費税率等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件……………	117
第 4 3 号議案	箕面市立生涯学習センター条例制定の件……………	131
第 4 4 号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件……………	141
第 4 5 号議案	箕面市居住環境保全地区における建築物の制限に関する条例制定の件……………	143
第 4 6 号議案	北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件……………	147
第 4 7 号議案	北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件……………	149
第 4 8 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件……………	153
第 4 9 号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件……………	155
第 5 0 号議案	箕面市火災予防条例改正の件……………	159
第 5 1 号議案	令和元年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）……………	161
第 5 2 号議案	令和元年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）……………	175
第 5 3 号議案	令和元年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）……………	237

第 5 4 号議案	令和元年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	255
第 5 5 号議案	令和元年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）	269
第 5 6 号議案	令和元年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）	279
第 5 7 号議案	令和元年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	291
第 5 8 号議案	令和元年度箕面市競艇事業会計補正予算（第 1 号）	303
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	311
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	313

報告第2号

平成30年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	財 務 会 計 シ ス テ ム 更 新 事 業 (継 続 費)	円 82,831,000	円 12,539,000	円 740	円 12,539,740	円 7,267,320	円 5,272,420	円 5,272,420	円 5,272,420	円	円	円
		次 期 住 民 情 報 シ ス テ ム 構 築 事 業 (継 続 費)	円 610,856,000	円 589,256,000		円 589,256,000	円 505,946,386	円 83,309,614	円 83,309,614	円 83,309,614			
8 土木費	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 ・ 交 通 安 全 施 設 維 持 補 修 事 業 (H 3 0 継 続 費)	円 202,000,000	円 108,000,000		円 108,000,000	円 34,757,718	円 73,242,282	円 73,242,282	円 73,242,282			

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
8 土木費 4 都市計画費		箕面船場 阪大前駅前地区 歩行者デッキ 整備事業 (継続費)	円 654,989,000	円 654,989,000	円 654,989,000	円 238,870,000	円 416,119,000	円 416,119,000	円 93,719,000	円 322,400,000	円		
		箕面船場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	2,943,844,000	383,108,000	889,969,360	1,273,077,360	993,482,927	279,594,433	279,594,433	15,194,433	264,400,000		
		箕面萱野 駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	23,316,000		16,987,200	16,987,200	10,926,360	6,060,840	6,060,840	6,060,840			
		北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)	1,738,151,000	30,686,000	235,038,000	265,724,000	99,903,990	165,820,010	165,820,010	119,634,010	30,686,000	15,500,000	
		北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	51,896,613,000	9,073,546,000	7,927,748,973	17,001,294,973	10,597,435,736	6,403,859,237	6,403,859,237	151,874,237	4,443,185,000	1,808,800,000	

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成30年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第3号

平成30年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入 及び地方債	
2 総務費	1 総務管理費	急傾斜地崩壊対策 工事費負担事業	円 23,686,000	円 18,576,070	円	円	円 18,576,070
		空家等対策事業	3,224,000	3,004,918			3,004,918
	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務事業（臨時）	540,000	540,000			540,000
	4 選挙費	大阪府知事・府議会議員 選挙事業	26,575,000	26,575,000		26,575,000	
3 民生費	2 児童福祉費	要保護児童対策事業（臨時）	389,000	388,800			388,800
		第四次子どもプラン 策定準備事業	3,694,000	3,694,000			3,694,000
6 農林水産業費	1 農業費	被災農業者経営体育成支援事業 （H30国補正）	240,000	240,000		180,000	60,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化対策事業 （H30国補正）	214,500,000	214,500,000		195,000,000	19,500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路整備事業	円 143,636,000	円 121,125,520	円	円 102,371,000	円 18,754,520
		中央公園整備事業	65,673,000	65,570,560			65,570,560
	5 住宅費	市営住宅改修事業	50,044,000	47,206,848			47,206,848
9 消防費	1 消防費	消防拠点整備事業	19,946,000	19,946,000			19,946,000
10 教育費	1 教育総務費	彩都の丘小中一貫校増築等事業	2,422,000	2,422,000			2,422,000
		小中学校ブロック塀安全対策事業 (H30国補正)	58,067,000	58,067,000		39,969,000	18,098,000
	2 小学校費	都市再生機構立替施行に係る償還事業(小学校)	49,974,000	49,974,000		44,210,000	5,764,000
	3 中学校費	都市再生機構立替施行に係る償還事業(中学校)	164,969,000	164,969,000		123,700,000	41,269,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入 及び地方債	
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	総合運動場施設改修事業	298,776,000	298,776,000			298,776,000
11 災害復旧費	1 災害応急対策費	被災家屋撤去費用助成事業 (H 3 0 国 補 正)	23,603,000	23,520,480		11,760,240	11,760,240
		登録有形文化財 災害復旧費補助事業	69,232,000	69,232,000			69,232,000
	3 公共土木施設 災害復旧費	災害復旧事業（公共土木施設）	71,309,000	71,309,000		71,300,000	9,000
13 諸支出金	1 諸 費	大阪北部地震被災家屋 緊急支援事業	21,380,000	16,530,000			16,530,000
		被災者生活再建支援事業	6,000,000	6,000,000		3,000,000	3,000,000

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（理由）

平成30年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第4号

平成30年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	市内公共交通 整備事業	918,000		918,000						市内公共交通整備事業 において、路線バス網 再編検討に係る調査結 果分析に不測の日時を 要したことにより、必 要経費を繰り越したた め。
10 教育費	6 保健体育費	温水プール整備 検討事業	8,424,000		8,424,000						温水プール整備検討事 業において、調査に不 測の日時を要したこと により、必要経費を繰 り越したため。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成30年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告するものである。

報告第 5 号

平成 3 0 年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成 3 0 年度継続費予算現額			支払義務 発 生 (見込)額	残額	翌年度 通 次 繰越額	翌年度通 次繰越額 に係る財 源予定	翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 通 次 繰越額	計				当年度損 益勘定留 保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	医療機 器等整 備事業	300,000,000	60,000,000	11,741,720	71,741,720	45,472,320	26,269,400	26,269,400	26,269,400	

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成 3 0 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により報告するものである。

報告第6号

平成30年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	繰越工 事資金	損益勘定 留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	改良事業	円 1,220,328,960	円 879,419,707	円 317,883,960	円 65,000,000	円 22,849,583	円 230,034,377	円 23,025,293	円	箕面中区配水地耐震補強工事について配水池の補修に相当の期間を要したこと、配水管改良工事2件及び庁舎受変電設備改修工事について関係機関・関係者との調整に相当の期間を要したこと、並びに設計業務委託の仕様変更及び追加設計等に伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成30年度における未執行分を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第7号

平成30年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						給水収益等	受託工 事収益			
収益的 1 支出	営業 1 費用	配水及び 給水事業	円 175,056,000	円 137,393,073	円 11,206,080	円 11,206,080	円	円 26,456,847	円	本体工事である配水管改良工 事2件の建設改良繰越に伴い 付随する給水連絡工事及び消 火栓取付工事の工期も翌年度 に延長したことにより、必要 経費を繰り越したため。
		受託工 事事業	円 29,234,000	円 20,581,031	円 4,737,960		円 4,737,960	円 3,915,009	円	

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成30年度における未執行分を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第8号

平成30年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫交付金	企業債	繰越工事 資金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	汚水建設 改良事業	円 1,078,205,402	円 529,412,542	円 541,686,780	円 243,780,000		円	円 297,906,780	円 7,106,080	円	地震対策管路更生工事 ほか4件について、国 庫交付金の早期確保を 図るため、令和元年度 実施分を前倒したこと に伴い、支払義務が生 じなかった経費を翌年 度に繰り越したため。
		雨水建設 改良事業	967,117,430	289,332,290	677,756,140	264,800,000	376,700,000	36,256,140		29,000		地震対策管路更生工事 ほか4件について、国 庫交付金の早期確保を 図るため、令和元年度 実施分を前倒したこと 、山手川雨水幹線改 築工事について、地元 住民との調整に日数を 要していることに伴 い、支払義務が生じな かった経費を翌年度に 繰り越したため。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成30年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第 9 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 4 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成 31 年 2 月 25 日専決）

- | | |
|------------|--|
| (1) 事故発生日時 | 平成 30 年 8 月 25 日 午前 7 時 30 分頃 |
| (2) 事故発生場所 | 箕面市西小路二丁目 153 番 1 地先 市道西小路中央線路上 |
| (3) 相手方 | 箕面市所在の法人 |
| (4) 事故の状況 | 上記日時・場所において、相手方の自動車が駐車場から道路へ出て、タイヤがその道路に設置されているグレーチングの端を踏んだところ、固定されていたグレーチングが外れて跳ね上がり、同車両の車体下に当たってガソリントankを破損させたものである。 |
| (5) 和解の内容 | 本件事故による相手方の損害額は、615,773 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。 |
| (6) 和解年月日 | 平成 31 年 2 月 25 日 |

2 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成31年3月26日専決）

- (1) 事故発生日時 平成31年1月21日 午前9時5分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市大字栗生間谷2898番1 環境クリーンセンター敷地内
- (3) 相手方 東京都江東区所在の法人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方のごみ搬入を補助するため、ごみとして持ち込まれた木製パレットを支えていた本市の職員が、別のごみを受け取ろうと手を離したところ、当該パレットが倒れて相手方の車両に当たり、その左テールランプを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、20,261円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成31年3月26日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年5月13日専決）

- (1) 事故発生日時 平成31年4月6日 午後3時20分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市栗生間谷西四丁目3番1号 箕面市立豊川北小学校駐車場内
- (3) 相手方 豊能郡豊能町在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（選挙管理委員会事務局 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、駐車スペースから出る際に、付近の駐車スペースに駐車していた

- 相手方の車両に接触し、その左フロントバンパーを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、126,900円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和元年5月13日

4 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年5月16日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年9月19日
- (2) 相手方 箕面市在住の個人
- (3) 事故の状況 自転車等の放置禁止区域内に放置されていた相手方所有の電動機付自転車を、条例の規定に基づき、平成30年5月23日に移動し、保管していたところ、本市の職員が警察からの防犯登録照会の回答リストを見誤り、相手方に当該自転車の返還について通知せず、引取りがなかったものとして、上記事故発生日時において当該自転車を処分したものである。
- (4) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、29,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (5) 和解年月日 令和元年5月16日

報告第 10 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 31 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 30 年度箕面市一般会計補正予算（第 14 号）（別紙）

（理由）

事業内容の確定に伴い、平成 30 年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成30年度箕面市一般会計補正予算（第14号）

平成30年度箕面市の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の変更は、「第1表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第 1 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場 阪大前駅 地区歩行者 デッキ整備事業 (継続 費)	千円		千円	千円	平成30年度	千円
						654,989	平成31年度	654,989

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場阪大前駅前地区 歩行者デッキ整備事業	千円 416,119		千円

平成 3 0 年度
(2018年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 4 号）説明書

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
8 土 木 費	4 都市計画費	箕面船場阪大前 駅前地区歩行者 デッキ整備事業 (継 続 費)	平成30年度 (2018年度)		千円	千円	千円
				補正前			
				補 正	654,989	238,870	322,400
				補正後	654,989	238,870	322,400
			平成31年度 (2019年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			計	補正前			
				補 正	654,989	238,870	322,400
				補正後	654,989	238,870	322,400

前年度末までの支出額
進行状況等に関する調書

画 源 内 訳		前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源	一般財源						
そ の 他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	93,719			654,989	654,989		
	93,719			654,989	654,989		100.0
	93,719			654,989	654,989		
	93,719			654,989	654,989		100.0

繰越明許費説明書

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 5 地域整備推進費

(事業名) 箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
15 工事請負費	工 事 請 負 費	654,989	416,119		
計		654,989	416,119		

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 3 1 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 3 0 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 5 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 3 0 年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成30年度箕面市一般会計補正予算（第15号）

平成30年度箕面市の一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,389千円を追加し、歳入歳出それぞれ58,711,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 23,637,950	千円 82,261	千円 23,720,211
	7 開発事業等緑化負担税	25,000	82,261	107,261
2 地 方 譲 与 税		247,000	8,491	255,491
	1 地方揮発油譲与税	73,000	769	73,769
	2 自動車重量譲与税	174,000	7,722	181,722
3 利 子 割 交 付 金		69,000	△5,967	63,033
	1 利 子 割 交 付 金	69,000	△5,967	63,033
4 配 当 割 交 付 金		145,000	5,083	150,083
	1 配 当 割 交 付 金	145,000	5,083	150,083
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000	27,325	127,325
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000	27,325	127,325
6 地方消費税交付金		2,193,000	17,644	2,210,644
	1 地方消費税交付金	2,193,000	17,644	2,210,644
7 ゴルフ場利用税交付金		2,000	△274	1,726
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	△274	1,726
8 自動車取得税交付金		127,000	11,437	138,437
	1 自動車取得税交付金	127,000	11,437	138,437
10 地 方 交 付 税		1,040,386	134,392	1,174,778
	1 地 方 交 付 税	1,040,386	134,392	1,174,778
11 交通安全対策特別交付金		20,000	△2,058	17,942
	1 交通安全対策特別交付金	20,000	△2,058	17,942
12 分担金及び負担金		1,252,162	△41	1,252,121
	1 負 担 金	1,252,033	△41	1,251,992
14 国 庫 支 出 金		13,169,106	△67,001	13,102,105
	1 国 庫 負 担 金	6,488,863	△13,406	6,475,457
	2 国 庫 補 助 金	352,078	△15,346	336,732
	3 国 庫 委 託 金	34,186	△1,427	32,759
	4 国 庫 交 付 金	6,293,979	△36,822	6,257,157
15 府 支 出 金		5,434,450	1,831	5,436,281
	1 府 負 担 金	2,375,641	2,123	2,377,764
	2 府 補 助 金	2,461,728	9,390	2,471,118
	3 府 委 託 金	64,308	△10	64,298
	4 府 交 付 金	532,773	△9,672	523,101

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 財 産 収 入		千円 211,080	千円 6,132	千円 217,212
	1 財 産 運 用 収 入	186,930	1,336	188,266
	2 財 産 売 払 収 入	24,150	4,796	28,946
20 諸 収 入		1,445,438	33,434	1,478,872
	5 雑 入	652,549	33,434	685,983
21 市 債		5,912,273	△3,300	5,908,973
	1 市 債	5,912,273	△3,300	5,908,973
歳 入 合 計		58,462,433	249,389	58,711,822

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		6,284,754	0	6,284,754
	1 総 務 管 理 費	5,350,691	0	5,350,691
3 民 生 費		20,764,875	0	20,764,875
	2 児 童 福 祉 費	8,903,239	0	8,903,239
8 土 木 費		13,727,450	1,336	13,728,786
	1 土 木 管 理 費	780,873	1,336	782,209
	2 道 路 橋 り ょ う 費	856,596	0	856,596
13 諸 支 出 金		1,722,741	248,053	1,970,794
	2 基 金 費	871,573	248,053	1,119,626
歳 出 合 計		58,462,433	249,389	58,711,822

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
11 災害復旧費	1 災害応急対策費	災害応急対策事業	千円 71,309		千円
	3 公共土木施設 災害復旧費			災害復旧事業 (公共土木施設)	71,309

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
災害復旧業 事	補正前	千円 259,300	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政府 その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じて繰上償還 することができる。
	補正後	256,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成30年度
(2018年度)

箕面市一般会計補正予算（第15号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,637,950	82,261	23,720,211
2 地 方 譲 与 税	247,000	8,491	255,491
3 利 子 割 交 付 金	69,000	△5,967	63,033
4 配 当 割 交 付 金	145,000	5,083	150,083
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	27,325	127,325
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,193,000	17,644	2,210,644
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	△274	1,726
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	127,000	11,437	138,437
9 地 方 特 例 交 付 金	138,881	0	138,881
10 地 方 交 付 税	1,040,386	134,392	1,174,778
11 交通安全対策特別交付金	20,000	△2,058	17,942
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,252,162	△41	1,252,121
13 使 用 料 及 び 手 数 料	652,666	0	652,666
14 国 庫 支 出 金	13,169,106	△67,001	13,102,105
15 府 支 出 金	5,434,450	1,831	5,436,281
16 財 産 収 入	211,080	6,132	217,212
17 寄 附 金	109,181	0	109,181
18 繰 入 金	2,124,737	0	2,124,737
19 繰 越 金	431,123	0	431,123
20 諸 収 入	1,445,438	33,434	1,478,872
21 市 債	5,912,273	△3,300	5,908,973
歳 入 合 計	58,462,433	249,389	58,711,822

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	447,075	0	447,075
2 総 務 費	6,284,754	0	6,284,754
3 民 生 費	20,764,875	0	20,764,875
4 衛 生 費	3,640,723	0	3,640,723
5 労 働 費	62,835	0	62,835
6 農 林 水 産 業 費	119,981	0	119,981
7 商 工 費	156,900	0	156,900
8 土 木 費	13,727,450	1,336	13,728,786
9 消 防 費	1,571,798	0	1,571,798
10 教 育 費	6,512,499	0	6,512,499
11 災 害 復 旧 費	803,332	0	803,332
12 公 債 費	2,597,470	0	2,597,470
13 諸 支 出 金	1,722,741	248,053	1,970,794
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	58,462,433	249,389	58,711,822

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	1,336	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	24,796	223,257
0	0	0	0
0	0	26,132	223,257

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 7 開発事業等緑化負担税

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1	市	税	千円 23,637,950	千円 82,261	千円 23,720,211
	7	開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	25,000	82,261	107,261
	1	開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	25,000	82,261	107,261
2	地 方 譲 与 税		247,000	8,491	255,491
	1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	73,000	769	73,769
	1	地 方 揮 発 油 譲 与 税	73,000	769	73,769
	2	自 動 車 重 量 譲 与 税	174,000	7,722	181,722
	1	自 動 車 重 量 譲 与 税	174,000	7,722	181,722
3	利 子 割 交 付 金		69,000	△5,967	63,033
	1	利 子 割 交 付 金	69,000	△5,967	63,033
	1	利 子 割 交 付 金	69,000	△5,967	63,033
4	配 当 割 交 付 金		145,000	5,083	150,083
	1	配 当 割 交 付 金	145,000	5,083	150,083
	1	配 当 割 交 付 金	145,000	5,083	150,083
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	27,325	127,325
	1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	27,325	127,325
	1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	27,325	127,325
6	地 方 消 費 税 交 付 金		2,193,000	17,644	2,210,644
	1	地 方 消 費 税 交 付 金	2,193,000	17,644	2,210,644
	1	地 方 消 費 税 交 付 金	2,193,000	17,644	2,210,644
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,000	△274	1,726
	1	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	△274	1,726
	1	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	△274	1,726

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現 年 課 税 分	82,261	1 開発事業等緑化負担税	82,261
		補正後 107,261,000円－補正前 25,000,000円	
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	769	1 地方揮発油譲与税	769
		補正後 73,769,000円－補正前 73,000,000円	
1 自 動 車 重 量 譲 与 税	7,722	1 自動車重量譲与税	7,722
		補正後 181,722,000円－補正前 174,000,000円	
1 利 子 割 交 付 金	△5,967	1 利子割交付金	△5,967
		補正後 63,033,000円－補正前 69,000,000円	
1 配 当 割 交 付 金	5,083	1 配当割交付金	5,083
		補正後 150,083,000円－補正前 145,000,000円	
1 株 式 等 譲 渡 所得割交付金	27,325	1 株式等譲渡所得割交付金	27,325
		補正後 127,325,000円－補正前 100,000,000円	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	17,644	1 地方消費税交付金	17,644
		補正後 2,210,644,000円－補正前 2,193,000,000円	
1 ゴ ル フ 場 利用税交付金	△274	1 ゴルフ場利用税交付金	△274
		補正後 1,726,000円－補正前 2,000,000円	

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金		千円 127,000	千円 11,437	千円 138,437
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金		127,000	11,437	138,437
		1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	127,000	11,437	138,437
10	地 方 交 付 税		1,040,386	134,392	1,174,778
	1 地 方 交 付 税		1,040,386	134,392	1,174,778
		1 地 方 交 付 税	1,040,386	134,392	1,174,778
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		20,000	△2,058	17,942
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		20,000	△2,058	17,942
		1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	△2,058	17,942
12	分 担 金 及 び 負 担 金		1,252,162	△41	1,252,121
	1 負 担 金		1,252,033	△41	1,251,992
		2 民 生 費 負 担 金	691,615	△83	691,532
		4 消 防 費 負 担 金	295,950	42	295,992
14	国 庫 支 出 金		13,169,106	△67,001	13,102,105
	1 国 庫 負 担 金		6,488,863	△13,406	6,475,457
		1 民 生 費 国 庫 負 担 金	6,298,954	△13,406	6,285,548

節		説	明
区 分	金 額 千円		千円
1 自動車取得税 交 付 金	11,437	1 自動車取得税交付金 補正後 138,437,000円－補正前 127,000,000円	11,437
1 地 方 交 付 税	134,392	2 特別交付税 補正後 308,177,000円－補正前 173,785,000円	134,392
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	△2,058	1 交通安全対策特別交付金 補正後 17,942,000円－補正前 20,000,000円	△2,058
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△83	2 助産施設入所費負担金 補正後 0円－補正前 83,000円	△83
1 消 防 費 負 担 金	42	2 権限移譲負担金（豊能町分） 補正後 229,000円－補正前 187,000円	42
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△788	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 1,264,948,000円－補正前 1,263,738,000円 8 自立支援医療（更生医療・育成医療）負担金 補正後 32,433,000円－補正前 32,006,000円 9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 64,087,000円－補正前 66,512,000円	1,210 427 △2,425
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△20,307	2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 479,000円－補正前 435,000円 4 助産施設入所費負担金 補正後 278,000円－補正前 708,000円 5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 5,153,000円－補正前 6,150,000円 6 児童扶養手当費負担金 補正後 140,816,000円－補正前 143,060,000円 7 児童手当費負担金 補正後 1,639,990,000円－補正前 1,652,076,000円	44 △430 △997 △2,244 △12,086

（款） 14 国庫支出金

（項） 1 国庫負担金

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
14	1	1 [民 生 費 国 庫 負 担 金]	千円	千円	千円
	2	国 庫 補 助 金	352,078	△15,346	336,732
		1 総 務 費 国 庫 補 助 金	49,341	△14,052	35,289
		2 民 生 費 国 庫 補 助 金	163,885	△4,598	159,287
		7 災 害 復 旧 費 国 庫 補 助 金	17,234	3,304	20,538
	3	国 庫 委 託 金	34,186	△1,427	32,759
		1 総 務 費 国 庫 委 託 金	714	275	989
		2 民 生 費 国 庫 委 託 金	33,472	△1,702	31,770
	4	国 庫 交 付 金	6,293,979	△36,822	6,257,157
		1 民 生 費 国 庫 交 付 金	612,268	△32,845	579,423
		3 土 木 費 国 庫 交 付 金	5,439,905	△3,977	5,435,928
15		府 支 出 金	5,434,450	1,831	5,436,281
	1	府 負 担 金	2,375,641	2,123	2,377,764

節		説明	
区 分	金 額 千円		千円
		9 未熟児養育医療費負担金 補正後 2,883,000円－補正前 5,229,000円	△2,346
		10 障害児通所給付費負担金 補正後 372,082,000円－補正前 374,330,000円	△2,248
3 生活保護費 負担金	7,689	1 生活保護費負担金 補正後 1,648,344,000円－補正前 1,640,306,000円	8,038
		2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円－補正前 349,000円	△349
1 総務管理費 補助金	△14,052	2 個人番号カード交付事務費補助金 補正後 8,573,000円－補正前 7,050,000円	1,523
		3 個人番号カード交付事業費補助金 補正後 10,180,000円－補正前 25,755,000円	△15,575
1 社会福祉費 補助金	19,876	5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 85,754,000円－補正前 65,878,000円	19,876
2 児童福祉費 補助金	△26,104	2 母子等自立支援事業費補助金 補正後 7,017,000円－補正前 6,117,000円	900
		9 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 19,999,000円－補正前 47,016,000円	△27,017
		10 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 補正後 1,998,000円－補正前 1,985,000円	13
3 生活保護費 補助金	1,630	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 36,089,000円－補正前 34,459,000円	1,630
2 公共土木施設 災害復旧費 補助金	3,304	1 廃棄物処理施設災害復旧費補助金（H30国補正） 補正後 11,534,000円－補正前 8,230,000円	3,304
1 戸籍住民 基本台帳費 委託金	275	3 中長期在留者住居地届出等事務費委託金 補正後 959,000円－補正前 684,000円	275
1 社会福祉費 委託金	△1,702	1 国民年金事務費委託金 補正後 31,770,000円－補正前 33,472,000円	△1,702
1 社会福祉費 交付金	174	1 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金 補正後 724,000円－補正前 550,000円	174
2 児童福祉費 交付金	△33,019	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 110,327,000円－補正前 143,346,000円	△33,019
2 道路橋りょう費 交付金	△3,977	2 社会資本整備総合交付金 補正後 117,185,000円－補正前 121,162,000円	△3,977

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
15	1	1 民生費府負担金	千円 2,375,641	千円 2,123	千円 2,377,764
	2	府補助金	2,461,728	9,390	2,471,118
		1 総務費府補助金	24,238	5,400	29,638
		2 民生費府補助金	333,885	17,793	351,678
		7 教育費府補助金	80,479	△15,232	65,247
		9 災害復旧費府補助金	0	1,429	1,429
	3	府委託金	64,308	△10	64,298
		1 総務費府委託金	58,021	△10	58,011
	4	府交付金	532,773	△9,672	523,101

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△10,332	3 助産施設入所費負担金 補正後 139,000円－補正前 354,000円	△215
		4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 2,576,000円－補正前 3,075,000円	△499
		5 児童手当費負担金 補正後 361,401,000円－補正前 364,019,000円	△2,618
		7 障害児通所給付費負担金 補正後 180,165,000円－補正前 187,165,000円	△7,000
7 災 害 救 助 費 負 担 金	12,455	1 大阪北部地震災害救助費負担金 8,705×10/10=8,705	8,705
		2 大阪北部地震災害弔慰金支給費負担金 5,000×3/4=3,750	3,750
1 総 務 管 理 費 補 助 金	5,400	6 大阪府市町村振興補助金 補正後 25,400,000円－補正前 20,000,000円	5,400
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	△18,850	7 障害者地域生活推進総合補助金 補正後 266,000円－補正前 500,000円	△234
		38 老人医療費補助金 補正後 48,550,000円－補正前 51,845,000円	△3,295
		64 重度障害者医療費補助金 補正後 103,153,000円－補正前 118,474,000円	△15,321
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	36,643	6 保育対策総合支援事業費補助金 7,300×3/4=5,475	5,475
		7 ひとり親家庭医療費補助金 補正後 31,246,000円－補正前 32,564,000円	△1,318
		9 子どもの医療費補助金 補正後 33,977,000円－補正前 34,695,000円	△718
		10 子どもの貧困緊急対策事業費補助金 補正後 20,000,000円－補正前 794,000円	19,206
		21 安心こども基金特別対策事業費補助金 22,000×2/3=14,666	14,666
		30 母子等自立支援事業費補助金 補正後 3,691,000円－補正前 4,359,000円	△668
2 幼 稚 園 費 補 助 金	△15,232	2 認定こども園施設整備補助金 補正後 59,016,000円－補正前 74,248,000円	△15,232
1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 補 助 金	1,429	1 社会福祉施設災害復旧費補助金 1,906×3/4=1,429	1,429
2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 委 託 金	△10	3 人口動態調査委託金 補正後 116,000円－補正前 126,000円	△10

(款) 15 府支出金

(項) 4 府交付金

(款) 15 府支出金

(項) 4 府交付金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	4	1 総 務 費 府 交 付 金	千円 246,921	千円 22,857	千円 269,778
		2 民 生 費 府 交 付 金	260,231	△33,456	226,775
		4 商 工 費 府 交 付 金	7,311	△604	6,707
		6 消 防 費 府 交 付 金	445	526	971
		7 教 育 費 府 交 付 金	12,702	1,005	13,707
16	財 産 収 入		211,080	6,132	217,212
	1 財 産 運 用 収 入		186,930	1,336	188,266
		2 基 金 収 益 金	31,106	1,336	32,442
	2 財 産 売 払 収 入		24,150	4,796	28,946
		1 不 動 産 売 払 収 入	24,129	4,796	28,925
20	諸 収 入		1,445,438	33,434	1,478,872
	5 雑 入		652,549	33,434	685,983
		3 雑 入	407,421	27,995	435,416

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 徴税費交付金	23,000	1 府民税徴収取扱費交付金	23,000
		補正後 240,000,000円－補正前 217,000,000円	
3 戸籍住民基本台帳費交付金	△143	1 権限移譲事務費交付金	△143
		補正後 6,868,000円－補正前 7,011,000円	
1 社会福祉費交付金	7,430	1 行旅死亡人取扱交付金	△255
		補正後 288,000円－補正前 543,000円	
		4 地域福祉・子育て支援交付金	7,689
		補正後 30,452,000円－補正前 22,763,000円	
		15 権限移譲事務費交付金（共同処理分）	△4
		補正後 14,838,000円－補正前 14,842,000円	
2 児童福祉費交付金	△40,886	1 地域福祉・子育て支援交付金	△35,414
		補正後 0円－補正前 35,414,000円	
		3 子ども・子育て支援交付金	△33,019
		補正後 110,327,000円－補正前 143,346,000円	
		4 新子育て支援交付金	27,517
		補正後 69,580,000円－補正前 42,063,000円	
		6 母子寡婦福祉資金貸付事務取扱交付金	30
2 消費対策費交付金	△604	4 地方消費者行政活性化交付金	△604
		補正後 6,062,000円－補正前 6,666,000円	
1 消防費交付金	526	1 権限移譲事務費交付金	526
		補正後 971,000円－補正前 445,000円	
1 教育総務費交付金	1,005	1 教職員人事権移譲事務費交付金	1,005
		補正後 13,707,000円－補正前 12,702,000円	
6 土地開発基金運用収入	1,336	1 土地開発基金運用収入	1,336
		補正後 7,363,000円－補正前 6,027,000円	
1 不動産売却収入	4,796	1 市有地売却収入	4,796
		補正後 28,925,000円－補正前 24,129,000円	
2 雑 入	27,995	3 児童手当返還金	164
		補正後 165,000円－補正前 1,000円	
		4 児童扶養手当返還金	2,416
		補正後 2,417,000円－補正前 1,000円	
		47 日本スポーツ振興センター助成金	3,574
		補正後 4,574,000円－補正前 1,000,000円	
		51 箕面森町地区内緑地等維持管理納付金	20,000
		52 災害見舞金	1,841

（款） 20 諸収入

（項） 5 雑入

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
20	5	4 過 年 度 収 入	千円 1,638	千円 5,439	千円 7,077
21	市	債	5,912,273	△3,300	5,908,973
	1 市	債	5,912,273	△3,300	5,908,973
		7 災 害 復 旧 債	259,300	△3,300	256,000

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 過 年 度 収 入	5,439	1 過年度収入 平成29年度未熟児養育医療費国庫負担金他	5,439
1 災 害 復 旧 事 業 債	△3,300	1 災害復旧事業債 補正後 256,000,000円－補正前 259,300,000円	△3,300

(款) 21 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
8	土	木 費	千円 13,727,450	千円 1,336	千円 13,728,786	千円 財産収入 1,336
	1	土 木 管 理 費	780,873	1,336	782,209	財産収入 1,336
		1 土 木 総 務 費	774,059	1,336	775,395	財産収入 1,336
13	諸	支 出 金	1,722,741	248,053	1,970,794	財産収入 4,796 諸収入 20,000 一般財源 223,257
	2	基 金 費	871,573	248,053	1,119,626	財産収入 4,796 諸収入 20,000 一般財源 223,257
		2 都 市 施 設 整 備 基 金 費	241,235	44,176	285,411	財産収入 4,796 一般財源 39,380
		6 保 健 福 祉 総 合 推 進 基 金 費	4,156	100,000	104,156	一般財源 100,000
		9 公 園 緑 地 等 整 備 基 金 費	621	20,000	20,621	諸収入 20,000
		13 み ど り 推 進 基 金 費	30,158	83,877	114,035	一般財源 83,877

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
28 繰 出 金	1,336	50 土地開発基金繰出事業【地域活性化室】	1,336
		28 繰 出 金	1,336
		12 土地開発基金繰出金	1,336
25 積 立 金	44,176	50 都市施設整備基金積立事業【財政経営室】	44,176
		25 積 立 金	44,176
		3 都市施設整備基金積立金	44,176
25 積 立 金	100,000	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】	100,000
		25 積 立 金	100,000
		13 保健福祉総合推進基金積立金	100,000
25 積 立 金	20,000	50 公園緑地等整備基金積立事業【公園緑地室】	20,000
		25 積 立 金	20,000
		19 公園緑地等整備基金積立金	20,000
25 積 立 金	83,877	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】	83,877
		25 積 立 金	83,877
		22 みどり推進基金積立金	83,877

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

繰越明許費説明書

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 災害応急対策費

(目) 1 災害応急対策費

(事業名) 災害応急対策事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
3 職員手当等	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	80,135			
9 旅 費	普 通 旅 費	29			
	特 別 旅 費	45			
11 需 用 費	消 耗 品 費	226			
	燃 料 費	2,050			
	食 糧 費	5			
	印 刷 製 本 費	50			
	修 繕 料	1,000			
12 役 務 費	通 信 運 搬 費	350			
	手 数 料	551			
13 委 託 料	委 託 料	14,264			
14 使用料及び 賃 借 料	使 用 料	5			
	賃 借 料	77			
15 工事請負費	工 事 請 負 費	214,843	71,309		
16 原 材 料 費	工 事 材 料 費	49			
計		313,679	71,309		

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

(目) 1 公共土木施設災害復旧費

(事業名) 災害復旧事業 (公共土木施設)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
13 委 託 料	委 託 料	千円 4,222	千円	千円	災害復旧事業（公共土木施設）において、ライフプラザ及び荒内谷公園の災害復旧工事の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工 事 請 負 費	345,557		71,309	
計		349,779		71,309	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 災 害 復 旧 債	補正前	91,200	115,987	259,300	11,348	363,939
	補 正			△ 3,300		△ 3,300
	補正後	91,200	115,987	256,000	11,348	360,639
(1) 公 共 土 木 施 設	補正前	76,000	100,797	250,100	9,454	341,443
	補 正			△ 3,300		△ 3,300
	補正後	76,000	100,797	246,800	9,454	338,143
合 計	補正前	30,623,985	32,398,027	(7,007,900) 5,912,273	2,367,786	42,950,414
	補 正			△ 3,300		△ 3,300
	補正後	30,623,985	32,398,027	(7,007,900) 5,908,973	2,367,786	42,947,114

報告第 1 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 3 1 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 3 0 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 3 0 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成30年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）

平成30年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93,190千円を減額し、歳入歳出それぞれ14,998,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 府 支 出 金		千円 9,290,662	千円 △93,147	千円 9,197,515
	1 府 補 助 金	9,290,661	△93,147	9,197,514
8 国 庫 支 出 金		292	△43	249
	2 国 庫 補 助 金	292	△43	249
歳 入 合 計		15,091,336	△93,190	14,998,146

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 予 備 費		千円 361,562	千円 △93,190	千円 268,372
	1 予 備 費	361,562	△93,190	268,372
歳 出 合 計		15,091,336	△93,190	14,998,146

平成30年度
(2018年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,435,438	0	3,435,438
2 一部負担金	1,003	0	1,003
3 使用料及び手数料	985	0	985
4 府支出金	9,290,662	△93,147	9,197,515
5 財産収入	1	0	1
6 繰入金	1,575,788	0	1,575,788
7 諸収入	787,167	0	787,167
8 国庫支出金	292	△43	249
歳入合計	15,091,336	△93,190	14,998,146

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	195,038	0	195,038
2 保険給付費	9,250,357	0	9,250,357
3 国民健康保険金 事業費納付金	4,222,101	0	4,222,101
4 共同事業拠出金	81	0	81
5 保健事業費	123,710	0	123,710
6 基金積立金	1	0	1
7 諸支出金	156,652	0	156,652
8 予備費	361,562	△93,190	268,372
9 繰上充用金	781,834	0	781,834
歳出合計	15,091,336	△93,190	14,998,146

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△93,190
0	0	0	0
0	0	0	△93,190

2 歳 入

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
4	府	支 出 金	千円 9,290,662	千円 △93,147	千円 9,197,515
	1	府 補 助 金	9,290,661	△93,147	9,197,514
		1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	9,290,661	△105,584	9,185,077
		2 府 補 助 金	0	12,437	12,437
8	国	庫 支 出 金	292	△43	249
	2	国 庫 補 助 金	292	△43	249
		3 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	292	△43	249

節		説 明	
区 分	金 額 千円		千円
1 普 通 交 付 金	△193,449	1 普通交付金 補正後 9,011,483,000円－補正前 9,204,932,000円	△193,449
2 特 別 交 付 金	87,865	1 特別交付金 補正後 173,594,000円－補正前 85,729,000円	87,865
1 事 業 助 成 補 助 金	12,437	1 事業助成補助金 $24,835 \times 1/2 \div 12,437$	12,437
1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	△43	1 災害臨時特例補助金 補正後 249,000円－補正前 292,000円	△43

(款) 8 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出
(款) 8 予備費
(項) 1 予備費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
8	予	備 費	千円 361,562	千円 △93,190	千円 268,372	千円 一般財源 △93,190
		1 予 備 費	361,562	△93,190	268,372	一般財源 △93,190
		1 予 備 費	361,562	△93,190	268,372	一般財源 △93,190

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円

(款) 8 予備費
(項) 1 予備費

報告第 1 3 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 3 1 年 3 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 3 0 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 3 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 3 0 年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

平成30年度箕面市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成30年度箕面市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	9,018,513 千円	6,205 千円	9,024,718 千円
第2項 医業外収益	158,170 千円	6,205 千円	164,375 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	961,201 千円	△64,100 千円	897,101 千円
第1項 企業債	260,200 千円	△64,100 千円	196,100 千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正 区分	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法				
					資金 区分	償還 期限	据置 期間	償還の 方 法	その他
医療機器 整備事業	補正前	千円 260,200	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 4% 以内	政 府 地方公 共団体 金融機 構 他	5年 以内	1年 以内	半 年 賦 又 は 年 賦 元利均等 又 は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。 ただし財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。
	補 正	△64,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	196,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

平成31年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成30年度（2018年度）箕面市病院事業会計補正予算（第3号）説明書

平成30年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第3号）

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 9,018,513	千円 6,205	千円 9,024,718	
	2 医業外収益		158,170	6,205	164,375	
		3 国庫補助金	5,500	1,995	7,495	
		4 府補助金	10,551	4,210	14,761	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			千円 961,201	千円 △ 64,100	千円 897,101	
	1 企業債		260,200	△ 64,100	196,100	
		1 企業債	260,200	△ 64,100	196,100	

平成30年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 661,035	6,205	△ 654,830
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	81,208	6,205	87,413
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 312,311		△ 312,311
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	260,200	△ 64,100	196,100
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	917,029	△ 64,100	852,929
4. 資金の増加額 ④＝①+②+③	685,926	△ 57,895	628,031
5. 資金期首残高	91,841		91,841
6. 資金期末残高	777,767	△ 57,895	719,872

平成30年度（2018年度）箕面市病院事業会計補正予算（第3号）参考資料

実施計画内訳書

収益的收入及び支出

収 入

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 病院事業収益	9,018,513	6,205	9,024,718	
2 医業外収益	158,170	6,205	164,375	
3 国庫補助金	5,500	1,995	7,495	国 庫 補 助 金
4 府補助金	10,551	4,210	14,761	府 補 助 金

資本的收入及び支出

収 入

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 資本的收入	961,201	△ 64,100	897,101	
1 企業債	260,200	△ 64,100	196,100	
1 企業債	260,200	△ 64,100	196,100	企 業 債

金 額	説 明		
千円	千円		
7,495	臨床研修費等補助金	7,495	1,995 増
14,761	新人看護職員研修補助金	710	35 減
	救急搬送患者受入促進補助金	4,756	858 増
	女性医師就労環境改善補助金	5,570	215 増
	産科医分娩手当導入補助金	410	143 減
	病院内保育所運営補助金	2,795	新規計上
	緩和ケア人材養成補助金	292	新規計上
	在宅医療移行支援補助金	228	新規計上

金 額	説 明		
千円	千円		
196,100	医療機器整備事業債	196,100	64,100 減

第 3 8 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 都市計画道路芝如意谷線道路改良工事 No.2 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 9 4 , 2 9 3 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市稲五丁目 1 3 番 8 号
株式会社江川組
代表取締役 江 川 忠 範 |

(提案理由)

都市計画道路芝如意谷線道路改良工事 No.2 の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 3 9 号議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

取得財産の表示		取得金額	所有者（譲渡人）
位置	財産の種別及び数量		
箕面市彩都 栗生北二丁 目 1 番 5 号	1 建物	3,064,878,318 円	神奈川県横浜市中区本町六 丁目 5 0 番地 1 独立行政法人都市再生機構
	(1) 校舎棟		
	構 造 鉄筋コンクリート造		
	一部鉄骨造陸屋根 4		
	階建		
	床面積 8 , 2 3 9 . 3 8 m ²		
	(2) 給食室		
	構 造 鉄骨造陸屋根 1 階建		
	床面積 1 7 1 . 3 6 m ²		

	(3) ごみ置場 構 造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 1 階建 床面積 2 4 . 5 0 m ² 2 電気室、倉庫その他附属物件一式		
--	--	--	--

(提案理由)

独立行政法人都市再生機構から建物その他の財産を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 4 0 号議案

町の区域の変更及び町の新設の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更し、及び町を新設する。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

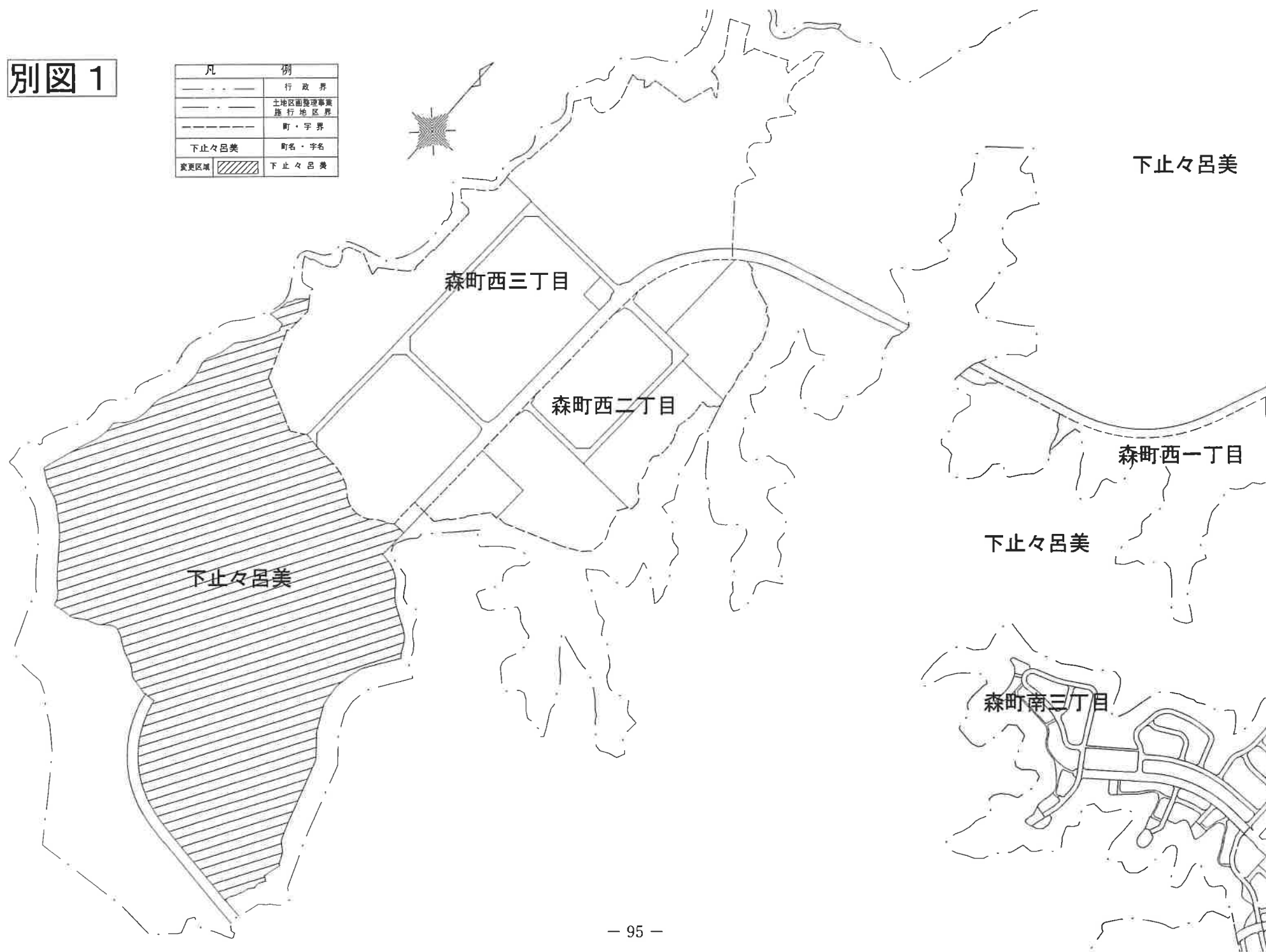
- 1 下止々呂美の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図 2 に示すとおり、1 において除いた区域をもって森町西四丁目及び森町西五丁目を新設する。
- 3 1 及び 2 の処分は、地方自治法第 2 6 0 条第 2 項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行区域内において、住居表示を実施するに当たり、町の区域を変更し、及び町を新設するため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により提案するものである。

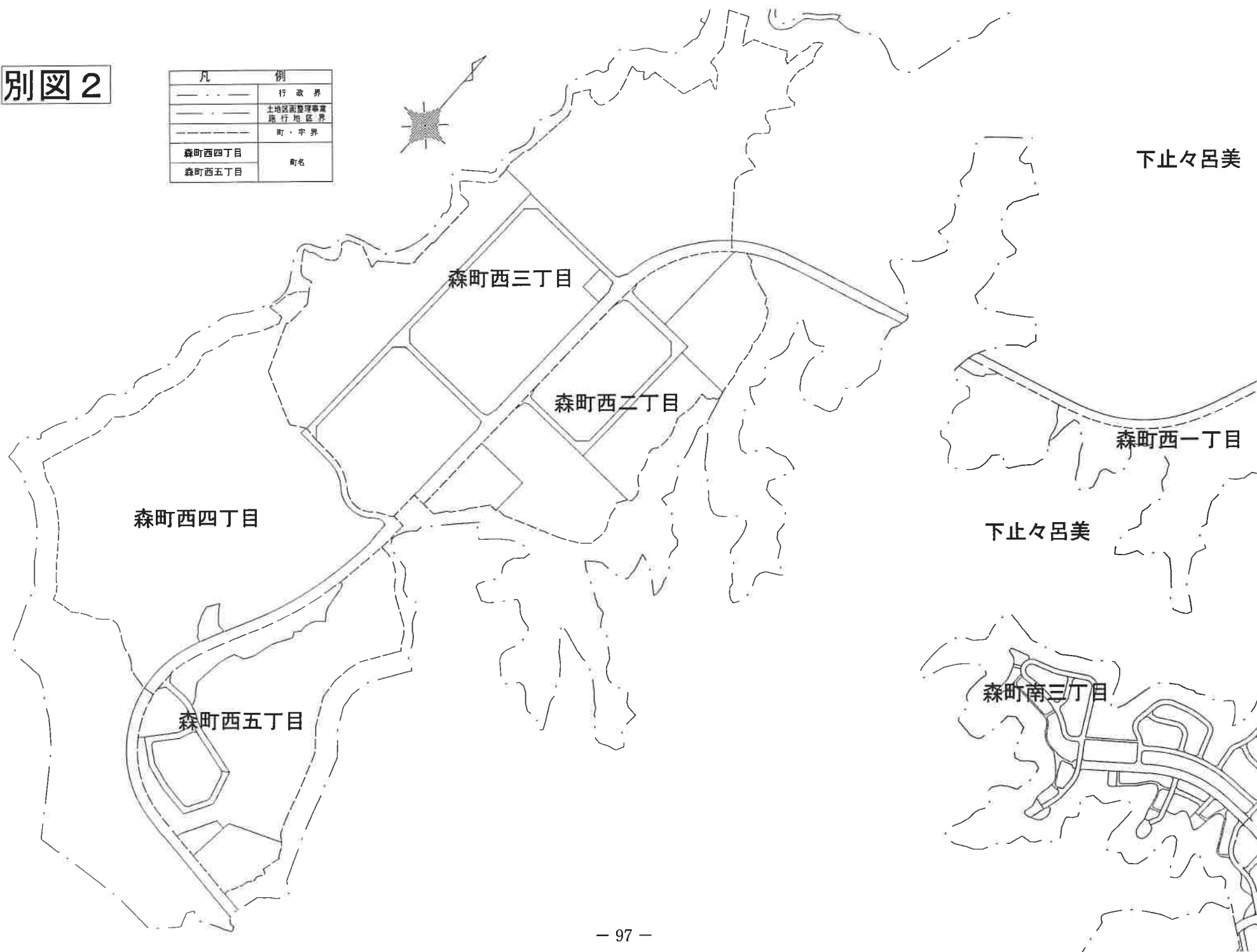
別図 1

凡	例
— — — — —	行 政 界
— — — — —	土地区画整理事業 施行地区界
— — — — —	町・字 界
下止々呂美	町名・字名
変更区域	下止々呂美



別図 2

凡	例
———	行政界
———	土地改良事業 施行地区界
———	町・字界
森町西四丁目	町名
森町西五丁目	



第四十一号議案

箕面市税条例等改正の件

箕面市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例等の一部を改正する条例

(箕面市税条例の一部改正)

第一条 箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の三を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第十五条の二の三 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は所得税法第七十八条第二項第二号の規定により財務大臣が指定した寄附金のうち、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（市内に主たる事務所又は校舎を有するものに限る。）に対する寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第三百十四条の七第一項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第十一項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第二十条の四第二項中「指示等（」及び「被災年（」の下に「以下、この項及び」を加える。

附則第四条の二の二第一項中「平成四十三年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「附則第五条の四の二第六項（同条第九項）を「附則第五条の四の二第五項（同条第七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第四条の三の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第四条の三 第十五条の二の三の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第三百十四条の七第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第七条第一項、附則第十一条第一項、附則第十二条第一項、附則第十五条第一項、附則第十六条第一項、附則第十六条の二第一項又は附則第二十三条第一項の規定の適用を受けるときは、第十五条の二の三第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第四条の三の二及び第四条の三の三を次のように改める。

第四条の三の二及び第四条の三の三 削除

附則第四条の三の四の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第一項中「第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第三項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第四条の三の五中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第四条の四第四項から第八項までの規定中「附則第十五条第三十二項第一号」を「附則第十五条第三十三項第一号」に改め、同条第九項及び第十項中「附則第十五条第三十二項第二号」を「附則第十五条第三十三項第二号」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「附則第十五条第三十二項第三号」を「附則第十五条第三十三項第三号」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十七項」に改める。

附則第五条の三の見出し中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第五条の四中「附則第十二条第十七項」を「附則第十二条第十九

項」に改める。

附則第五条の五第四号中「附則第十二条第二十一項」を「附則第十二条第二十三項」に改め、同条第六号中「附則第十二条第二十二項」を「附則第十二条第二十四項」に改める。

附則第五条の五の二第五号及び第五条の七第五号中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十一項」に改める。

附則第五条の八中「附則第十二条第十七項」を「附則第十二条第十九項」に改める。

附則第七条第三項第二号中「、同条第二項及び附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第九条第一項中「法附則第三十条第一項」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第三十条第一項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「附則第三十条第六項第一号及び第二号」を「附則第三十条第二項第一号及び第二号」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第二号イ	
三千九百円	千円
六千九百円	千八百円

一万八百元	二千七百元	
三千八百円	千円	
五千円	千三百円	

附則第九条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第三十条第七項第一号及び第二号」を「附則第三十条第三項第一号及び第二号」に改め、「以上の軽自動車」の下に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第二号イ				
三千九百元	二千円			
六千九百元	三千五百円			
一万八百元	五千四百円			
三千八百円	千九百円			
五千円	二千五百円			

附則第九条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「附則第三十条第八項第一号及び第二号」を「附則第三十条第四項第一号及び第二号」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第二号イ		
三千九百元	三千円	
六千九百元	五千二百円	
一万八百元	八千百円	

		三千八百円	二千九百円
		五千円	三千八百円

附則第九条第七項を同条第四項とする。

附則第十条第一項中「第七項」を「第四項」に改める。

附則第十一条第三項第二号中「、同条第二項及び附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十五条第五項第二号中「、同条第二項及び附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十六条第二項第二号中「、同条第二項及び附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十六条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第二十三条第二項第二号中「、同条第二項及び附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第二十三条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第二十五条第五項第四号中「附則第二十五条第三項後段の」を「附則第二十五条第三項の」に改める。

第二条 箕面市税条例の一部を次のように改正する。

第十六条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項又は第五項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第九十条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第一項の申告書を提出するときは、法第三百十

七条の二第一項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第十六条の二の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第十六条の二の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第十六条の二の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第十六条の三第一項中「第十六条第七項」を「第十六条第八項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

附則第八条の二を附則第八条の二の二とする。

附則第八条に次の三項を加える。

2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 大阪府知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第八条の三の規定により読み替えられた第三十二条の八第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第八条を附則第八条の二とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第八条 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（附則第八条の五第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三十二条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第八条の五に次の一項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十二条の六（第二号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

附則第八条の五の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第八条の六 市長は、当分の間、第三十二条の三の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第九条第一項中「指定」の下に「（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十二条の六の規定の適用については、当該軽自動車が

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	千円
第二号イ(3)(i)	六千九百円	千八百円
	一万八百円	二千七百円
第二号イ(3)(ii)	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

3

法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十三条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	二千円
---------	-------	-----

第二号イ(3) (ii)	第二号イ(3) (i)		
	五千円	三千八百円	六千九百円
		一万八百万円	三千五百円
		五千四百円	
		千九百円	
		二千五百円	

4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十三条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(3) (ii)	第二号イ(3) (i)		
	五千円	三千八百円	六千九百円
		三千八百円	三千円
		三千八百円	
		二千九百円	
		八千円	
		五千二百円	

附則第十条を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第十条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽

自動車が前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第三十四条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第三十五条及び第三十五条の二の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三条 箕面市税条例の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動

車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

（箕面市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正）

第四条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十一項の表第四項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第五項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第五条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、附則第九条第一項の改正規定中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り「を平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第三十条第一項」を「法附則第三十条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め」に改

める。

第三条のうち、附則第六条の表の改正規定中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第一条及び第二条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

第六条 箕面市税条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第七条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成三十年箕面市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第六号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三

年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第六条の規定 令和元年十月一日

二 第二条中箕面市税条例第十六条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える改正規定並びに第十六条の二の二、第十六条の二の三及び第十六条の三第一項の改正規定並びに附則第三条の規定 令和二年一月一日

三 第三条及び附則第七条の規定 令和三年四月一日
（市民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十五条の二の三並びに附則第四条の三及び第四条の三の五の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条の二の三第一項及び附則第四条の三の五の規定の適用

については、令和二年度分の個人の市民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の二の三 第一項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
附則第四条の三の五	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は箕面市税条例等の一部を改正する条例（令和元年箕面市条例第 号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定による改正前の箕面市税条例附則第四条の三の四第三項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付

4

新条例附則第四条の三の四第一項から第三項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定に

よる改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「新法」という。）第三百十四条の七第二項の改正規定の施行の日以後に支出する新法第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例（次項及び第三項において「令和二年新条例」という。）第十六条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和二年新条例第十六条の二の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき箕面市税条例第十六条第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第十六条の二の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 令和二年新条例第十六条の二の三第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第十六条の二の三第一項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成三十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第六条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例（以下「令和元年十月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年十月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の箕面市税条例の規定は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第四十二号議案

箕面市消費税率等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

制定の件

箕面市消費税率等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消費税率等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(箕面市産汚物等取扱条例の一部改正)

第一条 箕面市産汚物等取扱条例(昭和三十四年箕面市条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千二十円」を「千三十円」に改める。

(市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部改正)

第二条 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 屋内運動場・遊戯室使用料(第二条関係)

区分	使用料の金額						
	午前八時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで	午前八時から 午後五時まで	午後一時から 午後九時まで	午前八時から 午後九時まで	超過使用(一 時間につき)
小学校及び 中学校	五二〇 円	五二〇 円	五二〇 円	一、二〇〇 円	一、〇四〇 円	一、七二〇 円	一六〇 円
幼稚園	三二〇	三二〇	三二〇	七四〇	六四〇	一、〇六〇	一〇〇
附属設備 (ピアノ)	一回につき 五二〇円						

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二 第四中学校開放教室使用料(第二条関係)

区分	使用料の金額					
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後五時まで	午後一時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
談話室	三二〇 円	四一〇 円	三二〇 円	八三〇 円	八三〇 円	一、二五〇 円
多目的室	九四〇	一、二五〇	九四〇	二、五一〇	二、五一〇	三、七七〇
和室	三二〇	四一〇	三二〇	八三〇	八三〇	一、二五〇
工芸室	九四〇	一、二五〇	九四〇	二、五一〇	二、五一〇	三、七七〇
附属設備 (陶芸窯)	一、五七〇	二、〇九〇	一、五七〇	四、一八〇	四、一八〇	六、二七〇
						五二〇
						三二〇
						一〇〇
						三二〇
						一〇〇 円
						時間につき)
						超過使用(一

(箕面市立図書館条例の一部改正)

第三条 箕面市立図書館条例(昭和四十一年箕面市条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第八条関係）

区分	収容 人員	単位利用時間帯使用料						
大会議室	九〇人	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
一、五七〇円	二、〇九〇円	二、〇九〇円	三、六六〇円	四、一八〇円	五、七五〇円			
会議室一	二四	六三〇	八四〇	八四〇	一、四七〇	一、六八〇	二、三一〇	
会議室二	三〇	六三〇	八四〇	八四〇	一、四七〇	一、六八〇	二、三一〇	
和室一	一八	六三〇	八四〇	八四〇	一、四七〇	一、六八〇	二、三一〇	
和室二	一二	三二〇	四一〇	四一〇	七三〇	八二〇	一、一四〇	

(箕面市立生涯学習センター条例の一部改正)

第四条 箕面市立生涯学習センター条例(昭和六十一年箕面市条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附属設備	箕面市立 西南生涯 学習セン ター										
	音楽室	ホール	大会議室	料理実習室	和室	アートルーム	会議室	活動室	ギヤラリーー	ギヤラリーー	ピアノ（東生涯学習センター及び西南生涯学習センターのホールに設置するものに限る。）
陶芸窯	三〇	一〇〇	四五	三〇	一八	三〇	二〇	二五	一	一二	一
一回につき 二、〇九〇円	一、二五〇	二、三六〇	九四〇	九四〇	四七〇	九四〇	四七〇	九四〇	三二〇	三二〇	三二〇
	一、六七〇	三、一六〇	一、二五〇	一、二五〇	六三〇	一、二五〇	六三〇	一、二五〇	四一〇	四一〇	四一〇
	一、六七〇	三、一六〇	一、二五〇	一、二五〇	六三〇	一、二五〇	六三〇	一、二五〇	四一〇	四一〇	四一〇
	二、九二〇	五、五二〇	二、一九〇	二、一九〇	一、一〇〇	二、一九〇	一、一〇〇	二、一九〇	七三〇	七三〇	七三〇
	三、三四〇	六、三二〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、二六〇	二、五〇〇	一、二六〇	二、五〇〇	八二〇	八二〇	八二〇
	四、五九〇	八、六八〇	三、四四〇	三、四四〇	一、七三〇	三、四四〇	一、七三〇	三、四四〇	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇
一回につき 一、〇五〇円											

（箕面市立総合保健福祉センター条例の一部改正）

第五条 箕面市立総合保健福祉センター条例（平成七年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第四条関係）

区分	収容 人員	単位利用時間帯使用料				
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間
大会議室	九六 人	一、八九〇 円	二、五〇〇 円	二、五〇〇 円	四、三九〇 円	五、〇〇〇 円
会議室一	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇
会議室二	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇
会議室三	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇
会議室四	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇
会議室五	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇
調理実習室	二四	六三〇	八四〇	八四〇	一、四七〇	一、六八〇
ギャラリー	一	一	一	一	一	一、〇五〇
アトリウム	一	一	一	一	一	三、一六〇

(箕面市水道事業給水条例の一部改正)

第六条 箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第五条」を「第六条」に改める。

第二十条第三項中「百分の百八を乗じて」を「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額（以下これらを「消費税相当額」という。）を加算して」に改める。

第二十二条中「百分の百八を乗じて」を「消費税相当額を加算して」に改める。

第三十二条中「第五条」を「第六条」に改める。

（箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正）

第七条 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の死体及び特定家庭用機器を除く。）の部中「四二一円」を「四一八円」に、「六一七円」を「六二八円」に、「五一四円」を「五二四円」に、「七七一元」を「七八六円」に、「三〇八円」を「三一四円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「一九〇円」を「一九四円」に、「二四、七〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改め、同表し尿の部中「六八〇円」を「六九三元」に、「一三、三七〇円」を「一三、六一八円」に、「二六、七四〇円」を「二七、二三五円」に改め、同表浄化槽汚泥の部中「七、二〇〇円」を「七、三三三元」に改め、同表動物の死体の部中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「二、〇六〇円」

を「二、一〇〇円」に改め、同表特定家庭用機器の部中「三、六〇〇円」を「三、六七〇円」に、「五、一四〇円」を「五、一二四〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表備考第六号中「六百八十円」を「六百九十三円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用又は利用に係る使用料について適用し、同日前の使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

一 第二条の規定による改正後の市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例別表第一及び別表第二の規定

二 第三条の規定による改正後の箕面市立図書館条例別表第一の規定

三 第四条の規定による改正後の箕面市立生涯学習センター条例別表の規定

四 第五条の規定による改正後の箕面市立総合保健福祉センター条例別表の規定

（準備行為）

3 前項各号に掲げる規定による使用料の徴収その他必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

消費税法等の改正に伴い、手数料、使用料等について消費税相当額を改定するため、本条例を制定するものである。

第四十三号議案

箕面市立生涯学習センター条例制定の件

箕面市立生涯学習センター条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立生涯学習センター条例

箕面市立生涯学習センター条例（昭和六十一年箕面市条例第六号）の全部を改正する。

（基本理念）

第一条 箕面市立生涯学習センター（以下「センター」という。）は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館の精神を尊重するとともに、生涯学習その他市民の文化活動を保障する事業の実施を図り、もって市民意識の高揚と地域社会の向上発展に寄与しなければならない。

（設置）

第二条 前条の基本理念に基づき、本市にセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立中央生涯学習センター	箕面市箕面五丁目一 一番二三号
箕面市立東生涯学習センター	箕面市栗生間谷西三丁目一番三号
箕面市立西南生涯学習センター	箕面市瀬川三丁目二番五号

（事業）

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 生涯学習及び文化活動に係る事業
- 二 センターの施設、附属設備等を利用に供する事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第四条 委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定によりセンターの管理を委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条の事業の実施に関すること。
- 二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- 三 施設の予約システムを利用したセンターその他の施設に係る市民の利便性の確保に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の基本理念に基づき、委員会が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第五条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめセンターの概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他委員会が定める事項を公示す

るものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他委員会が定める書類を委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものの中から、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効果的に実施できること。

三 センターの運営を通じて、地域の生涯学習活動の振興を図る能力を有すること。

四 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第六条 委員会は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により委員会が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（変更の届出）

第七条 指定管理者は、その名称、所在地その他委員会が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を委員会に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第八条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認める

ときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第四条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 委員会は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

（開館時間及び休館日）

第九条 センターの開館時間及び休館日は、箕面市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

（利用の許可等）

第十条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の期間の制限）

第十一条 センターは、引き続き五日以上利用することができない。ただし、センターの管理上支障がないとき又は指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の許可の制限）

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、セン

ターの利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十四条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認めるとき。

（入館の制限）

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの入館を禁ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

（利用の許可の取消し等）

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

- 一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 暴力団の利益になるとき。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市がセンターを利用する必要があるとき。

ロ センターが利用できないと委員会が認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第十五条 利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を委員会規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十六条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第十七条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見

を聴くよう委員会に求めるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（原状回復義務）

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第八条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十九条 指定管理者又は利用者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第二十条 利用者は、許可を受けたセンターの利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（委任）

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の箕面市立生涯学習センター条例の規定による令和二年四月一日以後の利用に係る許可は、この条例による改正後の箕面市立生涯学習センター条例（次項において「新条例」という。）の規定による利用に係る許可とみなす。

- 4 指定の期間の満了又は新条例第八条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた許可は、後任の指定管理者が行つた許可とみなす。

(箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

(仮称) 箕面市立船場生涯学習センター	箕面市船場東三丁目
---------------------	-----------

第五条第一項中「公募する」を「次に掲げるセンターの区分に応じて当該各号に定める方法による」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号のセンター以外のセンター 指定管理者を公募する方法
- 二 (仮称) 箕面市立船場生涯学習センター 指定管理者に指定しようとする者を委員会が自ら選定する方法

第五条第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

第一項第二号の規定により委員会に選定された者も、同様とする。

第六条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に、「指定管理者の候補者を自ら選定する」を「同項第二号に定める方法による」に改め、同条第二項を削る。

附則第一項第三号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附則第五項中「第十七条」を「第五条」に改める。

（提案理由）

箕面市立生涯学習センターに指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。

第四十四号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「減額賦課」の下に「（以下この条において「保険料の減額賦課」という。）」を加え、「平成三十年度から平成三十二年度まで」を「令和元年度及び令和二年度」に、「三万七百八十円」を「二万五千六百五十円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万五千六百五十円」とあるのは、「三万五千九百十円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万五千六百五十円」とあるのは、「四万九千五百九十円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の箕面市高齢者等介護総合

条例の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十六条第二項から第四項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い、低所得者に係る令和元年度及び令和二年度の介護保険料を軽減するため、本条例を改正するものである。

第四十五号議案

箕面市居住環境保全地区における建築物の制限に関する条例 制定の件

箕面市居住環境保全地区における建築物の制限に関する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市居住環境保全地区における建築物の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、居住環境保全地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示された北部大阪都市計画特別用途地区において定める居住環境保全地区をいう。以下同じ。）内における建築物に関する制限を定めることにより、住宅都市として良好な居住環境を保護し、もって住民の安全かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の定めるところによる。

(適用地域)

第三条 この条例は、居住環境保全地区の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第四条 居住環境保全地区内においては、住宅宿泊事業法（平成二十九年

法律第六十五号) 第二条第五項の届出住宅(以下「届出住宅」という。)は、建築してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 第一種住居地域において、届出住宅の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以下の場合
- 二 市長が良好な居住環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合

(罰則)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- 二 法第八十七条第二項において準用する第四条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画特別用途地区の都市計画変更に伴い、居住環境保全地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を制定するものである。

第四十六号議案

北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十八年箕面市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表施設導入地区①の項(い)の欄に次の一号を加える。

九 届出住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項の届出住宅をいう。以下同じ。）

別表施設導入地区②の項(い)の欄に次の一号を加える。

十 届出住宅

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の変更に伴い、当該地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を改正するものである。

第四十七号議案

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十九年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表計画住宅地区1の項(い)の欄に次の一号を加える。

九 届出住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項の届出住宅をいう。以下同じ。）

別表計画住宅地区1の項の次に次のように加える。

計画住宅地区2	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	建築物の敷地面積の最低限度	外壁等の面から敷地境界線までの距離は、	建築物の高さの最高限度は、十二メートルとする。
	一 工場。ただし、令 第三百三十条の六に規定する工場及び自動車修理工場を除く。 二 学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） 三 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、		一メートル以上とする。	

	場外車券売場その他 これらに類するもの 四 カラオケボックス 五 ホテル又は旅館 六 畜舎。ただし、店 舗（動物病院を含 む。）に附属する畜舎 で床面積が十五平方 メートル以下のもの を除く。 七 倉庫。ただし、床 面積が千五百平方 メートル以下のもの を除く。 八 自動車教習所 九 届出住宅				
住宅隣接 緑地地区	法別表第二(い)項第九号 及び第十号に掲げる建築 物以外の建築物は、建築 してはならない。			外壁等の 面から敷地 境界線まで の距離は、 一メートル 以上とす る。	建築物の高さの 最高限度は、十 メートルとする。

別表センター施設地区の項(い)の欄に次の一号を加える。

七 届出住宅

別表沿道施設地区1の項(い)の欄に次の一号を加える。

五 届出住宅

別表沿道施設地区2の項(い)の欄に次の一号を加える。

十 届出住宅

別表教育施設地区の項(い)の欄中「掲げる建築物」の下に「(届出住宅であ
るものを除く。)」を加え、同表広域誘致施設地区の項(い)の欄に次の一号を
加える。

十一 届出住宅

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更に伴い、当該地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を改正するものである。

第四十八号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「申請」を「返付を受けるため」に改める。

別表百三十二の項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十三項」に改め、同表百四十の項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）等の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第四十九号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表備考中「定める面積に○・五を乗じて得た面積」の下に「、法第八十七条の二第一項の規定による認定（同条第二項において準用する第八十六条の八第三項の認定を含む。）を受けた建築物にあっては、第三号又は第四号に定める面積に○・五を乗じて得た面積」を加える。

第六条の二第一号の表備考及び同条第二号の表備考中「第六条の表備考」を「前条の表備考」に改める。

第六条の三から第六条の六までの規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第六条の八の表一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表十二の項中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表十三の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同表中五十八の項を六十二の項とし、五十七の項を六十一の項とし、五十六の項を六十の項とし、五十五の項の次に次のように加える。

五十六	法第八十七條の二第一項の規定による全 体計画の認定 の申請をしよ うとする者	床面積の合計が百平方メー トル以下のもの	三七、〇〇〇円
五十七	法第八十七條の二第二項に おいて準用す る法第八十六 條の八第三項 の規定による 全体計画の変 更の認定の申 請をしようと	床面積の合計が百平方メー トルを超え二百平方メー トル以下のもの	四九、〇〇〇円
		床面積の合計が二百平方メー トルを超え五百平方メー トル以下のもの	六七、〇〇〇円
		床面積の合計が五百平方メー トルを超え千平方メー トル以下のもの	九六、〇〇〇円
		床面積の合計が千平方メー トルを超え二千平方メー トル以下のもの	一二九、〇〇〇円
		床面積の合計が二千平方メー トルを超え一万平方メー トル以下のもの	三〇五、〇〇〇円
		床面積の合計が一万平方メー トルを超え五万平方メー トル以下のもの	五一九、〇〇〇円
		床面積の合計が五万平方メー トルを超えるもの	八〇六、〇〇〇円
五十八	法第八十七條の二第三項に おいて準用す る法第八十六 條の九第三項 の規定による 全体計画の変 更の認定の申 請をしようと	工事期間のみの変更の場合	三七、〇〇〇円
		その他の メートル以下のもの	三七、〇〇〇円
		床面積の合計が百平方 メートルを超え二百平 方メートル以下のもの	四九、〇〇〇円
		床面積の合計が二百平 方メートル以下のもの	六七、〇〇〇円

五十九	法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請をしようとする者	する者						
		方メートルを超え五百平方メートル以下のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のもの	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	
五十八	法第八十七条の三第五項の規定による許可の申請をしようとする者		九六、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円	五一九、〇〇〇円	八〇六、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円
五十九	法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請をしようとする者						一六〇、〇〇〇円	

第六条の八の表備考第四号中「五十七の項」を「六十一の項」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第三号の次に次の一号を加える。

- 4 五十六の項の床面積の合計は、法第八十七条の二第一項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、五十七の項の床面積の合計は、

当該建築物の床面積（規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に〇・五を乗じて得た面積とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例等の一部改正）

- 2 次に掲げる条例の規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

一 箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一年箕面市条例第二十一号）第三条第三項

二 箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）第二条第三項

三 箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例（平成二十八年箕面市条例第二十四号）第四条第三号

（提案理由）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、建築物の建蔽率の緩和及び用途変更を行う場合等の制限の緩和の許可等に係る手数料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第五十号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号ただし書中「前項ただし書」を「前号ただし書」に改める。

第二十九条の三第一項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第二十九条の四第一項中「は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない」を「を設置すべき住宅の部分については、前条第一項の規定を準用する」に改める。

第二十九条の五第一号中「又は前条第一項」を「（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「又は前条第一項」を削り、同条第六号中「又は前条第一項」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九条の三第一項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第 5 1 号議案

令和元年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度箕面市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,216千円を追加し、歳入歳出それぞれ72,982,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 越 金		千円 52,754	千円 19,216	千円 71,970
	1 繰 越 金	52,754	19,216	71,970
歳 入 合 計		72,963,507	19,216	72,982,723

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,247,400	千円 19,216	千円 6,266,616
	1 総 務 管 理 費	5,196,607	19,216	5,215,823
歳 出 合 計		72,963,507	19,216	72,982,723

令和元年度
(2019年度)

箕面市一般会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,585,000	0	23,585,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	37,000	0	37,000
4 配 当 割 交 付 金	160,000	0	160,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,373,000	0	2,373,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 地 方 特 例 交 付 金	317,821	0	317,821
10 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,168,633	0	1,168,633
13 使 用 料 及 び 手 数 料	635,812	0	635,812
14 国 庫 支 出 金	21,545,441	0	21,545,441
15 府 支 出 金	7,396,071	0	7,396,071
16 財 産 収 入	163,208	0	163,208
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	2,536,713	0	2,536,713
19 繰 越 金	52,754	19,216	71,970
20 諸 収 入	1,381,453	0	1,381,453
21 市 債	10,204,600	0	10,204,600
歳 入 合 計	72,963,507	19,216	72,982,723

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	457,412	0	457,412
2 総 務 費	6,247,400	19,216	6,266,616
3 民 生 費	21,625,734	0	21,625,734
4 衛 生 費	5,639,169	0	5,639,169
5 労 働 費	60,844	0	60,844
6 農 林 水 産 業 費	125,492	0	125,492
7 商 工 費	254,750	0	254,750
8 土 木 費	27,602,561	0	27,602,561
9 消 防 費	2,221,225	0	2,221,225
10 教 育 費	5,906,739	0	5,906,739
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	2,666,572	0	2,666,572
13 諸 支 出 金	85,609	0	85,609
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	72,963,507	19,216	72,982,723

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	19,216
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	19,216

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
19	繰	越 金	千円 52,754	千円 19,216	千円 71,970
	1	繰 越 金	52,754	19,216	71,970
		1 前 年 度 繰 越 金	52,754	19,216	71,970

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 前年度繰越金	19,216	1 前年度繰越金 補正後 71,970,000円－補正前 52,754,000円	19,216

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	総	務 費	千円 6,247,400	千円 19,216	千円 6,266,616	一般財源 19,216
	1	総 務 管 理 費	5,196,607	19,216	5,215,823	一般財源 19,216
		16 防 災 対 策 費	329,124	19,216	348,340	一般財源 19,216

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	19,216	59 急傾斜地崩壊対策工事費負担事業【水防・土砂災害対策推進室】	19,216
		19 負担金補助及び交付金	19,216
		1 負担金	19,216
		急傾斜地崩壊対策事業費	19,216

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

第52号議案

令和元年度箕面市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度箕面市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392,031千円を追加し、歳入歳出それぞれ73,374,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円 317,821	千円 2,520	千円 320,341
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	195,821	2,520	198,341
14 国庫支出金		21,545,441	241,800	21,787,241
	1 国庫負担金	7,091,917	31,281	7,123,198
	2 国庫補助金	487,390	73,210	560,600
	4 国庫交付金	13,932,704	137,309	14,070,013
15 府支出金		7,396,071	△56,024	7,340,047
	1 府負担金	2,746,224	16,540	2,762,764
	3 府委託金	186,769	△74,373	112,396
	4 府交付金	554,924	1,809	556,733
19 繰越金		71,970	79,595	151,565
	1 繰越金	71,970	79,595	151,565
20 諸収入		1,381,453	8,440	1,389,893
	5 雑入	602,691	8,440	611,131
21 市債		10,204,600	115,700	10,320,300
	1 市債	10,204,600	115,700	10,320,300
歳入合計		72,982,723	392,031	73,374,754

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		457,412	6,530	463,942
	1 議 会 費	457,412	6,530	463,942
2 総 務 費		6,266,616	△143,504	6,123,112
	1 総 務 管 理 費	5,215,823	△109,586	5,106,237
	2 徴 税 費	383,452	19,021	402,473
	3 戸籍住民基本台帳費	398,997	7,279	406,276
	4 選 挙 費	214,470	△60,309	154,161
	5 統 計 調 査 費	29,421	171	29,592
	6 監 査 委 員 費	24,453	△80	24,373
3 民 生 費		21,625,734	347,974	21,973,708
	1 社 会 福 祉 費	5,300,008	293,454	5,593,462
	2 児 童 福 祉 費	9,671,846	△5,888	9,665,958
	3 生 活 保 護 費	2,350,590	370	2,350,960
	5 介 護 保 険 費	1,589,882	58,838	1,648,720
	6 後期高齢者医療費	1,526,878	1,200	1,528,078
4 衛 生 費		5,639,169	△9,442	5,629,727
	1 保 健 衛 生 費	1,176,133	10,085	1,186,218
	2 清 掃 費	4,311,476	△19,527	4,291,949
5 労 働 費		60,844	1,739	62,583
	1 労 働 諸 費	60,844	1,739	62,583
6 農 林 水 産 業 費		125,492	△6,035	119,457
	1 農 業 費	114,308	△6,035	108,273
7 商 工 費		254,750	29,119	283,869
	1 商 工 費	121,896	29,119	151,015
8 土 木 費		27,602,561	114,231	27,716,792
	1 土 木 管 理 費	772,299	69,231	841,530
	2 道 路 橋 り ょ う 費	931,523	45,000	976,523
9 消 防 費		2,221,225	7,712	2,228,937
	1 消 防 費	2,221,225	7,712	2,228,937
10 教 育 費		5,906,739	43,707	5,950,446
	1 教 育 総 務 費	2,275,707	57,770	2,333,477
	2 小 学 校 費	781,828	△17,458	764,370
	3 中 学 校 費	745,690	△3,998	741,692

[illegible]

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	2 道 橋 路 橋 り ょ う 費	道 路 ・ 交 通 安 全 施 設 維 持 補 修 事 業 (H 3 1 継 続 費)	千円 167,000		千円	千円 212,000		千円
				令和元年度	73,000		令和元年度	118,000
				令和2年度	94,000		令和2年度	94,000
	4 都市計画費	箕 面 船 場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継 続 費)	2,943,844	平成26年度	120,204	2,943,844	平成26年度	120,204
				平成27年度	44,516		平成27年度	44,516
				平成28年度	1,811,627		平成28年度	1,811,627
				平成29年度	610,763		平成29年度	610,763
				平成30年度	383,108		平成30年度	383,108
				令和元年度	19,488		令和元年度	19,488
				令和2年度	62,138		令和2年度	62,138
							令和3年度	
							令和4年度	
							令和5年度	

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	千円 51,896,613	平成28年度	11,360,133	千円 51,896,613	平成28年度	11,360,133
				平成29年度	3,064,567		平成29年度	3,064,567
				平成30年度	9,073,546		平成30年度	9,073,546
				令和元年度	15,849,354		令和元年度	15,849,354
				令和2年度	12,540,972		令和2年度	12,540,972
				令和3年度	8,041		令和3年度	8,041
							令和4年度	
							令和5年度	
							令和6年度	
		箕面船場 阪大前駅前 地区歩行者 デッキ整備事業 (継続費)	654,989	平成30年度	654,989	654,989	平成30年度	654,989
				令和元年度			令和元年度	
							令和2年度	
							令和3年度	

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
萱野中央人権文化センター管理運営事業 (消 費 税 引 上 分)			令和元年度から 令和6年度	11,215 千円
聖 苑 等 管 理 運 営 事 業 (業務追加分) (消費税引上分)			令和元年度から 令和2年度	72 千円
箕面萱野駅前地区まちづくり 拠点施設整備運営事業	令和元年度から 令和17年度	1,628,579 千円	令和元年度から 令和20年度	1,628,579 千円
北大阪急行線延伸整備事業			令和元年度から 令和6年度	57,000,000 千円
彩都地区小中一貫校増築等事業			令和元年度から 令和21年度	3,338,455 千円

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
生活介護等 基盤整備 事業	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	115,700	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政府 その他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することができる。

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和元年度
(2019年度)

箕面市一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,585,000	0	23,585,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	37,000	0	37,000
4 配 当 割 交 付 金	160,000	0	160,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,373,000	0	2,373,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 地 方 特 例 交 付 金	317,821	2,520	320,341
10 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,168,633	0	1,168,633
13 使 用 料 及 び 手 数 料	635,812	0	635,812
14 国 庫 支 出 金	21,545,441	241,800	21,787,241
15 府 支 出 金	7,396,071	△56,024	7,340,047
16 財 産 収 入	163,208	0	163,208
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	2,536,713	0	2,536,713
19 繰 越 金	71,970	79,595	151,565
20 諸 収 入	1,381,453	8,440	1,389,893
21 市 債	10,204,600	115,700	10,320,300
歳 入 合 計	72,982,723	392,031	73,374,754

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	457,412	6,530	463,942
2 総務費	6,266,616	△143,504	6,123,112
3 民生費	21,625,734	347,974	21,973,708
4 衛生費	5,639,169	△9,442	5,629,727
5 労働費	60,844	1,739	62,583
6 農林水産業費	125,492	△6,035	119,457
7 商工費	254,750	29,119	283,869
8 土木費	27,602,561	114,231	27,716,792
9 消防費	2,221,225	7,712	2,228,937
10 教育費	5,906,739	43,707	5,950,446
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,666,572	0	2,666,572
13 諸支出金	85,609	0	85,609
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	72,982,723	392,031	73,374,754

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	6,530
△68,762	0	2,500	△77,242
199,776	115,700	0	32,498
0	0	0	△9,442
0	0	0	1,739
0	0	0	△6,035
0	0	0	29,119
0	0	0	114,231
4,020	0	0	3,692
50,742	0	0	△7,035
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
185,776	115,700	2,500	88,055

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
9	地 方 特 例 交 付 金		千円 317,821	千円 2,520	千円 320,341
	2	子ども・子育て支援臨時交付金	195,821	2,520	198,341
	1	子ども・子育て支援臨時交付金	195,821	2,520	198,341
14	国 庫 支 出 金		21,545,441	241,800	21,787,241
	1	国 庫 負 担 金	7,091,917	31,281	7,123,198
	1	民生費国庫負担金	6,950,505	31,281	6,981,786
	2	国 庫 補 助 金	487,390	73,210	560,600
	1	総務費国庫補助金	38,653	5,611	44,264
	2	民生費国庫補助金	391,429	67,599	459,028
	4	国 庫 交 付 金	13,932,704	137,309	14,070,013
	1	民生費国庫交付金	144,240	130,446	274,686
	5	消防費国庫交付金	0	4,020	4,020
	6	教育費国庫交付金	0	2,843	2,843
15	府 支 出 金		7,396,071	△56,024	7,340,047
	1	府 負 担 金	2,746,224	16,540	2,762,764
	1	民生費府負担金	2,672,509	16,540	2,689,049

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 子ども・子育て 支 援 臨 時 交 付 金	2,520	1 子ども・子育て支援臨時交付金 補正後 198,341,000円－補正前 195,821,000円	2,520
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	5,022	8 子育て支援施設等利用給付費負担金 補正後 2,385,000円－補正前 963,000円 10 障害児通所給付費負担金 補正後 470,074,000円－補正前 466,474,000円	1,422 3,600
5 介 護 保 険 費 負 担 金	26,259	1 低所得者保険料軽減負担金 補正後 36,420,000円－補正前 10,161,000円	26,259
1 総 務 管 理 費 補 助 金	5,611	5 住宅移転等補助金 補正後 8,173,000円－補正前 2,562,000円	5,611
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	67,599	4 子ども・子育て支援事業費補助金 64,074×10/10=64,074 5 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 3,525×10/10=3,525	64,074 3,525
1 児 童 福 祉 費 交 付 金	1,809	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 146,049,000円－補正前 144,240,000円	1,809
2 社 会 福 祉 費 交 付 金	128,637	4 社会資本整備総合交付金	128,637
1 消 防 費 交 付 金	4,020	1 社会資本整備総合交付金	4,020
1 社 会 教 育 費 交 付 金	2,843	1 社会資本整備総合交付金	2,843
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	2,511	7 障害児通所給付費負担金 補正後 235,037,000円－補正前 233,237,000円 8 子育て支援施設等利用給付費負担金 補正後 1,192,000円－補正前 481,000円	1,800 711
5 介 護 保 険 費 負 担 金	13,129	1 低所得者保険料軽減負担金 補正後 18,209,000円－補正前 5,080,000円	13,129

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	1	1 [民 生 費 府 負 担 金]	千円	千円	千円
	3	府 委 託 金	186,769	△74,373	112,396
		1 総 務 費 府 委 託 金	180,103	△74,373	105,730
	4	府 交 付 金	554,924	1,809	556,733
		2 民 生 費 府 交 付 金	281,997	1,809	283,806
19	繰	越 金	71,970	79,595	151,565
	1 繰	越 金	71,970	79,595	151,565
		1 前 年 度 繰 越 金	71,970	79,595	151,565
20	諸	収 入	1,381,453	8,440	1,389,893
	5 雑	入	602,691	8,440	611,131
		2 弁 償 金	230,773	5,940	236,713
		3 雑 入	371,917	2,500	374,417
21	市	債	10,204,600	115,700	10,320,300
	1 市	債	10,204,600	115,700	10,320,300
		7 民 生 債	0	115,700	115,700

節		説	明
区 分	金 額		
6 後 期 高 齢 者 医 療 費 負 担 金	千円 900	1 後期高齢者医療基盤安定事業費負担金 補正後 195,577,000円ー補正前 194,677,000円	千円 900
3 選挙費委託金	△74,373	3 大阪府知事選挙委託金 補正後 0円ー補正前 74,373,000円	△74,373
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	1,809	3 子ども・子育て支援交付金 補正後 146,049,000円ー補正前 144,240,000円	1,809
1 前年度繰越金	79,595	1 前年度繰越金 補正後 151,565,000円ー補正前 71,970,000円	79,595
2 実 費 弁 償 金	5,940	31 保育所給食料 補正後 9,624,000円ー補正前 3,684,000円	5,940
2 雑 入	2,500	53 自治総合センターコミュニティ助成金	2,500
1 社 会 福 祉 事 業 債	115,700	1 生活介護等基盤整備事業債	115,700

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1		議 会 費	千円 457,412	千円 6,530	千円 463,942	千円 一般財源 6,530
	1	議 会 費	457,412	6,530	463,942	一般財源 6,530
		1 議 会 費	457,412	6,530	463,942	一般財源 6,530
2		総 務 費	6,266,616	△143,504	6,123,112	国庫支出金 5,611 府支出金 △74,373 諸収入 2,500 一般財源 △77,242
	1	総 務 管 理 費	5,215,823	△109,586	5,106,237	国庫支出金 5,611 諸収入 2,500 一般財源 △117,697
		1 一 般 管 理 費	1,921,405	△144,126	1,777,279	一般財源 △144,126

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職 員 手 当 等	150	1 人件費（議会費）【人事室】	30
4 共 済 費	△120	3 職員手当等	150
11 需 用 費	227	5 通 勤 手 当	150
12 役 務 費	245	4 共 済 費	△120
15 工 事 請 負 費	1,508	3 職員共済組合負担金	△124
18 備 品 購 入 費	4,520	7 社会保険料	1
		11 協会けんぽ負担金	3
		53 議会 I C T 化事業【議会事務局総務室】	6,500
		11 需 用 費	227
		1 消 耗 品 費	227
		12 役 務 費	245
		1 通信運搬費	245
		15 工事請負費	1,508
		1 工事請負費	1,508
		議場等Wi-Fi環境整備工事	1,508
		18 備品購入費	4,520
		1 庁用器具費	4,520
		事務機器	4,520
2 給 料	△70,000	2 人件費（一般管理費）【人事室】	△144,126
3 職 員 手 当 等	△49,836	2 給 料	△70,000
4 共 済 費	△24,290	2 一 般 職 給	△70,000
		一般職給	△70,000
		3 職員手当等	△49,836
		2 扶 養 手 当	△5,252
		3 管理職手当	△1,932
		4 地 域 手 当	△8,400
		5 通 勤 手 当	△4,182
		8 夜間勤務手当	5
		9 時間外及び休日勤務手当	△8,521
		10 住 居 手 当	△1,407
		11 期末勤勉手当	△19,019
		14 児 童 手 当	△960
		15 単身赴任手当	△168
		4 共 済 費	△24,290

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	1	1[一 般 管 理 費]	千円	千円	千円	千円
		9 人 事 管 理 費	1,200,646	△1,685	1,198,961	一般財源 △1,685
		16 防 災 対 策 費	348,340	33,725	382,065	国庫支出金 5,611 一般財源 28,114
		26 市 民 活 動 促 進 費	313	2,500	2,813	諸収入 2,500
	2	徴 税 費	383,452	19,021	402,473	一般財源 19,021
		1 徴 税 総 務 費	288,275	19,021	307,296	一般財源 19,021
	3	戸籍住民基本台帳費	398,997	7,279	406,276	一般財源 7,279
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	398,997	7,279	406,276	一般財源 7,279

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		3 職員共済組合負担金	△23,119
		7 社会保険料	△735
		11 協会けんぽ負担金	△436
7 賃 金	△1,685	5 臨時職員雇用事業【人事室】	△1,685
		7 賃 金	△1,685
		1 臨時雇賃金	△1,685
17 公有財産購入費	22,500	60 土砂災害対策助成事業【水防・土砂災害対策推進室】	33,725
		17 公有財産購入費	22,500
19 負担金補助及び交付金	11,225	1 土地購入費	22,500
		防災事業用地	22,500
		19 負担金補助及び交付金	11,225
		2 補 助 金	11,225
		がけ地近接等危険住宅移転補助金	11,225
19 負担金補助及び交付金	2,500	50 地域コミュニティ振興助成事業【市民サービス政策室】	2,500
		19 負担金補助及び交付金	2,500
		2 補 助 金	2,500
		コミュニティ助成事業補助金	2,500
2 給 料	8,763	1 人件費（徴税総務費）【人事室】	19,021
		2 給 料	8,763
3 職員手当等	6,649	2 一般職給	8,763
		一般職給	8,763
4 共 済 費	3,609	3 職員手当等	6,649
		2 扶養手当	42
		3 管理職手当	1,740
		4 地域手当	1,266
		5 通勤手当	450
		9 時間外及び休日勤務手当	△161
		11 期末勤勉手当	3,312
		4 共 済 費	3,609
		3 職員共済組合負担金	3,609
2 給 料	2,822	1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】	7,279
		2 給 料	2,822
3 職員手当等	2,510	2 一般職給	2,822
		一般職給	2,822
4 共 済 費	1,947	3 職員手当等	2,510
		2 扶養手当	556
		4 地域手当	390
		5 通勤手当	42
		11 期末勤勉手当	802
		14 児童手当	720
		4 共 済 費	1,947
		3 職員共済組合負担金	1,938

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	3	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	千円	千円	千円	千円
		4 選 挙 費	214, 470	△60, 309	154, 161	府支出金 △74, 373 一般財源 14, 064
		1 選 挙 管 理 委 員 会 費	39, 604	14, 064	53, 668	一般財源 14, 064
		4 知 事 選 挙 費	74, 373	△74, 373	0	府支出金 △74, 373

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		7 社会保険料	3
		11 協会けんぽ負担金	6
2 給 料	5,614	1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】	14,064
3 職 員 手 当 等	5,926	2 給 料	5,614
4 共 済 費	2,524	2 一 般 職 給	5,614
		一般職給	5,614
		3 職員手当等	5,926
		3 管理職手当	2,028
		4 地 域 手 当	917
		5 通 勤 手 当	52
		9 時間外及び休日勤務手当	125
		11 期末勤勉手当	2,804
		4 共 済 費	2,524
		3 職員共済組合負担金	2,524
1 報 酬	△4,155	50 臨時職員雇用事業（大阪府知事選挙事業）【人事室】	△6,153
3 職 員 手 当 等	△17,526	7 賃 金	△6,153
7 賃 金	△6,153	1 臨時雇賃金	△6,153
8 報 償 費	△184	51 大阪府知事選挙事業【選挙管理委員会事務局】	△68,220
9 旅 費	△43	1 報 酬	△4,155
11 需 用 費	△7,235	3 非常勤職員報酬	△4,155
12 役 務 費	△8,332	期日前投票管理者・立会人他	△4,155
13 委 託 料	△28,326	3 職員手当等	△17,526
14 使用料及び 賃 借 料	△1,987	9 時間外及び休日勤務手当	△17,526
18 備 品 購 入 費	△432	8 報 償 費	△184
		1 報 償 金	△184
		ポスター掲示場設置協力謝礼他	△184
		9 旅 費	△43
		1 費用弁償	△32
		2 普通旅費	△11
		11 需 用 費	△7,235
		1 消耗品費	△4,152
		2 燃 料 費	△80
		3 食 糧 費	△516
		4 印刷製本費	△2,087
		啓発チラシ他	△2,087
		6 修 繕 料	△400
		投開票所器具修理他	△400
		12 役 務 費	△8,332
		1 通信運搬費	△8,332
		13 委 託 料	△28,326
		1 委 託 料	△28,326
		投開票派遣業務等委託	△28,326

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	4	4〔知事選挙費〕	千円	千円	千円	千円
	5	統計調査費	29,421	171	29,592	一般財源 171
		1 統計調査総務費	25,073	171	25,244	一般財源 171
	6	監査委員費	24,453	△80	24,373	一般財源 △80
		1 監査委員費	24,453	△80	24,373	一般財源 △80
3	民	生 費	21,625,734	347,974	21,973,708	国庫支出金 226,131 府支出金 16,540 市債 115,700 一般財源 △10,397
	1	社会福祉費	5,300,008	293,454	5,593,462	国庫支出金 171,532 市債 115,700 一般財源 6,222
		1 社会福祉総務費	1,195,173	31,112	1,226,285	国庫支出金 42,895 一般財源 △11,783
		9 障害福祉費	3,229,507	262,342	3,491,849	国庫支出金 128,637 市債 115,700

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		14 使用料及び賃借料	△1,987
		1 使用料	△1,000
		2 賃借料	△987
		事務機器等借上料	△987
		18 備品購入費	△432
		1 庁用器具費	△432
		投票用紙専用計数機	△432
3 職員手当等	171	1 人件費（統計調査総務費）【人事室】	171
		3 職員手当等	171
		5 通勤手当	171
2 給料	△36	1 人件費（監査委員費）【人事室】	△80
		2 給料	△36
3 職員手当等	△5	2 一般職給	△36
		一般職給	△36
4 共済費	△39	3 職員手当等	△5
		4 地域手当	△5
		4 共済費	△39
		3 職員共済組合負担金	△39
2 給料	13,092	1 人件費（社会福祉総務費）【人事室】	31,112
		2 給料	13,092
3 職員手当等	12,930	2 一般職給	13,092
		一般職給	13,092
4 共済費	5,090	3 職員手当等	12,930
		2 扶養手当	348
		3 管理職手当	5,160
		4 地域手当	2,232
		5 通勤手当	598
		9 時間外及び休日勤務手当	1,059
		11 期末勤勉手当	3,433
		14 児童手当	100
		4 共済費	5,090
		3 職員共済組合負担金	5,033
		11 協会けんぽ負担金	57
13 委託料	29,900	53 生活介護等基盤整備事業【障害福祉室】	262,342
		13 委託料	29,900

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	1	9〔障 害 福 祉 費〕	千円	千円	千円	千円 一般財源 18,005
		2 児 童 福 祉 費	9,671,846	△5,888	9,665,958	国庫支出金 28,340 府支出金 2,511 一般財源 △36,739
		1 児童福祉総務費	4,020,733	30,519	4,051,252	国庫支出金 26,918 府支出金 1,800 一般財源 1,801
		2 児童福祉施設費	4,078,204	2,844	4,081,048	国庫支出金 1,422 府支出金 711 一般財源 711

節		説明	
区 分	金 額		
17 公 有 財 産 購 入 費	千円 232,442	1 委 託 料 実施設計委託 29,900 17 公有財産購入費 232,442 1 土地購入費 232,442 生活介護事業用地 232,442	千円 29,900 29,900 232,442 232,442
3 職 員 手 当 等	100	28 障害児通所給付事業（扶助費）【総合保健福祉センター分室】	7,201
7 賃 金	292	20 扶 助 費	7,201
9 旅 費	1	1 扶 助 費	7,201
11 需 用 費	118	障害児通所給付費	7,201
12 役 務 費	65	56 子ども・子育て支援新制度システム改修事業【幼児教育保育室】	19,793
13 委 託 料	20,992	13 委 託 料	19,793
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,750	1 委 託 料	19,793
20 扶 助 費	7,201	システム改修委託	19,793
		59 未婚の児童扶養手当受給者臨時特別給付金交付事業【子育て支援課】	3,525
		3 職員手当等	100
		9 時間外及び休日勤務手当	100
		7 賃 金	292
		1 臨時雇賃金	292
		9 旅 費	1
		2 普通旅費	1
		11 需 用 費	118
		1 消耗品費	2
		4 印刷製本費	116
		封筒他	116
		12 役 務 費	65
		1 通信運搬費	10
		3 手 数 料	55
		13 委 託 料	1,199
		1 委 託 料	1,199
		システム構築委託	1,199
		19 負担金補助及び交付金	1,750
		3 交 付 金	1,750
		未婚の児童扶養手当受給者臨時特別給付金	1,750
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△1,926	7 認可外保育施設等給付事業（扶助費）【幼児教育保育室】	4,770
20 扶 助 費	4,770	20 扶 助 費	4,770
		1 扶 助 費	4,770
		子育て施設等利用給付費	4,770
		11 認可外保育施設等給付事業【幼児教育保育室】	△1,926
		19 負担金補助及び交付金	△1,926
		2 補 助 金	△1,926

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	2	2〔児童福祉施設費〕	千円	千円	千円	千円
		3 保 育 所 費	881,496	△39,251	842,245	一般財源 △39,251
	3	生 活 保 護 費	2,350,590	370	2,350,960	一般財源 370
		1 生活保護総務費	154,763	370	155,133	一般財源 370
	5	介 護 保 険 費	1,589,882	58,838	1,648,720	国庫支出金 26,259 府支出金 13,129 一般財源 19,450
		1 介 護 保 険 費	1,589,882	58,838	1,648,720	国庫支出金 26,259 府支出金 13,129 一般財源 19,450
	6	後 期 高 齢 者 医 療 費	1,526,878	1,200	1,528,078	府支出金 900 一般財源 300
		1 後 期 高 齢 者 医 療 費	1,526,878	1,200	1,528,078	府支出金 900 一般財源 300
	4	衛 生 費	5,639,169	△9,442	5,629,727	一般財源 △9,442
		1 保 健 衛 生 費	1,176,133	10,085	1,186,218	一般財源 10,085

節		明	
区 分	金 額	説	明
	千円		千円
		認可外保育施設等運営費補助金	△1,926
2 給 料	△20,670	1 人件費（保育所費）【人事室】	△39,251
		2 給 料	△20,670
3 職 員 手 当 等	△9,369	2 一 般 職 給	△20,670
		一般職給	△20,670
4 共 済 費	△9,212	3 職員手当等	△9,369
		2 扶 養 手 当	△278
		3 管理職手当	2,340
		4 地 域 手 当	△2,286
		5 通 勤 手 当	△556
		10 住 居 手 当	△1,980
		11 期末勤勉手当	△6,489
		14 児 童 手 当	△120
		4 共 済 費	△9,212
		3 職員共済組合負担金	△9,243
		7 社会保険料	11
		11 協会けんぽ負担金	20
2 給 料	323	1 人件費（生活保護総務費）【人事室】	370
		2 給 料	323
3 職 員 手 当 等	47	2 一 般 職 給	323
		一般職給	323
		3 職員手当等	47
		4 地 域 手 当	38
		5 通 勤 手 当	9
28 繰 出 金	58,838	1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護・医療・年金室】	58,838
		28 繰 出 金	58,838
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	58,838
		職員給与費等繰出	6,321
		低所得者保険料軽減繰出	52,517
28 繰 出 金	1,200	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】	1,200
		28 繰 出 金	1,200
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金	1,200
		保険基盤安定繰出	1,200

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
4	1	1 保健衛生総務費	千円 201,550	千円 10,085	千円 211,635	千円 一般財源 10,085
	2	清 掃 費	4,311,476	△19,527	4,291,949	一般財源 △19,527
		1 清掃総務費	654,446	△19,527	634,919	一般財源 △19,527
5		労 働 費	60,844	1,739	62,583	一般財源 1,739
	1	労 働 諸 費	60,844	1,739	62,583	一般財源 1,739
		1 労働対策費	23,638	1,739	25,377	一般財源 1,739

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	3,996	1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】	10,085
		2 給料	3,996
3 職員手当等	4,049	2 一般職給	3,996
		一般職給	3,996
4 共済費	2,040	3 職員手当等	4,049
		2 扶養手当	198
		3 管理職手当	1,020
		4 地域手当	506
		5 通勤手当	646
		9 時間外及び休日勤務手当	665
		10 住居手当	372
		11 期末勤勉手当	522
		14 児童手当	120
		4 共済費	2,040
		3 職員共済組合負担金	2,020
		7 社会保険料	7
		11 協会けんぽ負担金	13
2 給料	△13,424	1 人件費（清掃総務費）【人事室】	△19,527
		2 給料	△13,424
3 職員手当等	△447	2 一般職給	△13,424
		一般職給	△13,424
4 共済費	△5,656	3 職員手当等	△447
		2 扶養手当	△918
		3 管理職手当	2,880
		4 地域手当	△1,375
		5 通勤手当	△497
		9 時間外及び休日勤務手当	1,487
		10 住居手当	△324
		11 期末勤勉手当	△1,500
		14 児童手当	△200
		4 共済費	△5,656
		3 職員共済組合負担金	△6,151
		7 社会保険料	301
		11 協会けんぽ負担金	194
2 給料	326	1 人件費（労働対策費）【人事室】	1,739
		2 給料	326
3 職員手当等	1,320	2 一般職給	326
		一般職給	326
4 共済費	93	3 職員手当等	1,320
		2 扶養手当	318

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
5	1	1〔労働対策費〕	千円	千円	千円	千円
6	農 林 水 産 業 費		125,492	△6,035	119,457	一般財源 △6,035
	1 農 業 費		114,308	△6,035	108,273	一般財源 △6,035
		1 農業委員会費	37,936	100	38,036	一般財源 100
		2 農業総務費	37,298	△6,135	31,163	一般財源 △6,135
7	商 工 費		254,750	29,119	283,869	一般財源 29,119
	1 商 工 費		121,896	29,119	151,015	一般財源 29,119
		1 商工総務費	63,648	29,119	92,767	一般財源 29,119
8	土 木 費		27,602,561	114,231	27,716,792	一般財源 114,231

節		明	
区 分	金 額	説	
	千円		千円
		4 地 域 手 当	78
		11 期末勤勉手当	624
		14 児 童 手 当	300
		4 共 済 費	93
		3 職員共済組合負担金	93
3 職 員 手 当 等	100	1 人件費（農業委員会費）【人事室】	100
		3 職員手当等	100
		14 児 童 手 当	100
2 給 料	△2,733	1 人件費（農業総務費）【人事室】	△6,135
		2 給 料	△2,733
3 職 員 手 当 等	△2,254	2 一 般 職 給	△2,733
		一般職給	△2,733
4 共 済 費	△1,148	3 職員手当等	△2,254
		2 扶 養 手 当	96
		3 管理職手当	△720
		4 地 域 手 当	△403
		9 時間外及び休日勤務手当	274
		11 期末勤勉手当	△1,501
		4 共 済 費	△1,148
		3 職員共済組合負担金	△1,148
2 給 料	12,956	1 人件費（商工総務費）【人事室】	29,119
		2 給 料	12,956
3 職 員 手 当 等	11,419	2 一 般 職 給	12,956
		一般職給	12,956
4 共 済 費	4,744	3 職員手当等	11,419
		2 扶 養 手 当	216
		3 管理職手当	1,200
		4 地 域 手 当	1,725
		5 通 勤 手 当	401
		9 時間外及び休日勤務手当	1,975
		10 住 居 手 当	1,216
		11 期末勤勉手当	4,686
		4 共 済 費	4,744
		3 職員共済組合負担金	4,740
		7 社会保険料	1
		11 協会けんぽ負担金	3

(款) 8 土木費
(項)

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
8	1	土 木 管 理 費	千円 772,299	千円 69,231	千円 841,530	一般財源 千円 69,231
		1 土 木 総 務 費	756,330	69,231	825,561	一般財源 69,231
	2	道 路 橋 り よ う 費	931,523	45,000	976,523	一般財源 45,000
		2 道 路 維 持 ・ 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	900,213	45,000	945,213	一般財源 45,000
9	消	防 費	2,221,225	7,712	2,228,937	国庫支出金 4,020 一般財源 3,692
	1	消 防 費	2,221,225	7,712	2,228,937	国庫支出金 4,020 一般財源 3,692
		1 常 備 消 防 費	1,568,629	△1,388	1,567,241	一般財源 △1,388
	3	消 防 施 設 費	570,104	9,100	579,204	国庫支出金 4,020 一般財源 5,080

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	32,096	1 人件費（土木総務費）【人事室】	69,231
3 職 員 手 当 等	26,075	2 給 料	32,096
4 共 済 費	11,060	2 一 般 職 給	32,096
		一般職給	32,096
		3 職員手当等	26,075
		2 扶養手当	396
		3 管理職手当	5,520
		4 地 域 手 当	4,441
		5 通 勤 手 当	1,426
		9 時間外及び休日勤務手当	566
		10 住 居 手 当	980
		11 期末勤勉手当	11,896
		14 児 童 手 当	850
		4 共 済 費	11,060
		3 職員共済組合負担金	11,060
15 工 事 請 負 費	45,000	62 道路・交通安全施設維持補修事業（H31継続費）【道路管理室】	45,000
		15 工事請負費	45,000
		1 工事請負費	45,000
		歩行者緊急安全対策工事	45,000
2 給 料	△3,000	1 人件費（常備消防費）【人事室】	△1,388
3 職 員 手 当 等	2,404	2 給 料	△3,000
4 共 済 費	△792	2 一 般 職 給	△3,000
		一般職給	△3,000
		3 職員手当等	2,404
		3 管理職手当	2,265
		4 地 域 手 当	△213
		5 通 勤 手 当	394
		10 住 居 手 当	108
		11 期末勤勉手当	△220
		14 児 童 手 当	70
		4 共 済 費	△792
		3 職員共済組合負担金	112
		7 社会保険料	△563
		11 協会けんぽ負担金	△341
15 工 事 請 負 費	9,100	50 消防拠点整備事業【消防総務室】	9,100
		15 工事請負費	9,100
		1 工事請負費	9,100
		耐震性貯水槽設置工事	9,100

（款） 9 消防費

（項） 1 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	教 育 費		千円 5,906,739	千円 43,707	千円 5,950,446	千円 国庫支出金 6,038 府支出金 1,809 一般財源 35,860
	1	教 育 総 務 費	2,275,707	57,770	2,333,477	国庫支出金 3,195 府支出金 1,809 一般財源 52,766
		2 事 務 局 費	902,516	48,649	951,165	一般財源 48,649
		3 教 育 指 導 費	1,022,129	6,813	1,028,942	国庫支出金 3,195 府支出金 1,809 一般財源 1,809
		6 放 課 後 等 児 童 対 策 費	72,111	2,308	74,419	一般財源 2,308
	2	小 学 校 費	781,828	△17,458	764,370	一般財源 △17,458
		1 学 校 管 理 費	668,298	△17,458	650,840	一般財源 △17,458

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給 料	26,254	1 人件費（事務局費）【人事室】	48,649
3 職 員 手 当 等	15,819	2 給 料	26,254
4 共 済 費	6,576	2 一 般 職 給	26,254
		一般職給	26,254
		3 職員手当等	15,819
		2 扶 養 手 当	840
		3 管理職手当	498
		4 地 域 手 当	3,071
		5 通 勤 手 当	1,647
		9 時間外及び休日勤務手当	3,461
		10 住 居 手 当	537
		11 期末勤勉手当	5,765
		4 共 済 費	6,576
		3 職員共済組合負担金	6,490
		11 協会けんぽ負担金	86
13 委 託 料	1,386	29 私立幼稚園保護者支援事業（扶助費）【幼児教育保育室】	282,824
19 負担金補助及び交付金	△277,397	20 扶 助 費	282,824
20 扶 助 費	282,824	1 扶 助 費	282,824
		子どもの教育・保育給付費	251,636
		子どもの施設等利用給付費	31,188
		31 私立幼稚園振興助成事業【幼児教育保育室】	△277,397
		19 負担金補助及び交付金	△277,397
		2 補 助 金	△277,397
		私立幼稚園就園奨励費補助金	△251,636
		幼稚園等預かり保育補助金	△31,188
		私立幼稚園給食費補助金	5,427
		69 幼稚園就園奨励システム改修事業【幼児教育保育室】	1,386
		13 委 託 料	1,386
		1 委 託 料	1,386
		システム改修委託	1,386
13 委 託 料	2,308	4 新放課後モデル事業【放課後子ども支援室】	2,308
		13 委 託 料	2,308
		1 委 託 料	2,308
		スタディールーム安全管理委託	2,308
2 給 料	△5,867	1 人件費（小学校・学校管理費）【人事室】	△17,458
		2 給 料	△5,867

（款）10 教育費

（項）2 小学校費

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	2	1 [学 校 管 理 費]	千円	千円	千円	千円
	3	中 学 校 費	745,690	△3,998	741,692	一般財源 △3,998
		1 学 校 管 理 費	372,900	△3,998	368,902	一般財源 △3,998
	4	幼 稚 園 費	229,730	△7,695	222,035	一般財源 △7,695
		1 幼 稚 園 費	229,730	△7,695	222,035	一般財源 △7,695

節		説明	
区 分	金 額		
3 職 員 手 当 等	千円 △9,144	2 一 般 職 給 一般職給	千円 △5,867 △5,867
4 共 済 費	△2,447	3 職員手当等	△9,144
		2 扶 養 手 当	△342
		3 管理職手当	△1,260
		4 地 域 手 当	△1,026
		9 時間外及び休日勤務手当	△560
		11 期末勤勉手当	△5,686
		14 児 童 手 当	△270
		4 共 済 費	△2,447
		3 職員共済組合負担金	△1,083
		7 社会保険料	△905
		11 協会けんぽ負担金	△459
2 給 料	△3,124	1 人件費（中学校・学校管理費）【人事室】	△3,998
3 職 員 手 当 等	△1,197	2 給 料	△3,124
4 共 済 費	323	2 一 般 職 給 一般職給	△3,124 △3,124
		3 職員手当等	△1,197
		2 扶 養 手 当	△276
		3 管理職手当	540
		4 地 域 手 当	△344
		5 通 勤 手 当	△67
		9 時間外及び休日勤務手当	△158
		10 住 居 手 当	36
		11 期末勤勉手当	△928
		4 共 済 費	323
		3 職員共済組合負担金	973
		7 社会保険料	△392
		11 協会けんぽ負担金	△258
2 給 料	△5,440	1 人件費（幼稚園費）【人事室】	△7,695
3 職 員 手 当 等	△575	2 給 料	△5,440
4 共 済 費	△1,680	2 一 般 職 給 一般職給	△5,440 △5,440
		3 職員手当等	△575
		2 扶 養 手 当	△120
		3 管理職手当	1,260
		4 地 域 手 当	△516
		5 通 勤 手 当	14
		11 期末勤勉手当	△1,333
		14 児 童 手 当	120
		4 共 済 費	△1,680
		3 職員共済組合負担金	△1,208

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

(項) 4 幼稚園費

(項) 4 幼稚園費

— 214 —

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		7 社会保険料	△294
		11 協会けんぽ負担金	△178
2 給 料	6,745	1 人件費（社会教育総務費）【人事室】	8,688
3 職 員 手 当 等	853	2 給 料	6,745
4 共 済 費	1,090	2 一 般 職 給	6,745
		一般職給	6,745
		3 職員手当等	853
		2 扶 養 手 当	114
		3 管理職手当	120
		4 地 域 手 当	837
		5 通 勤 手 当	127
		9 時間外及び休日勤務手当	248
		10 住 居 手 当	△24
		11 期末勤勉手当	△569
		4 共 済 費	1,090
		3 職員共済組合負担金	1,090
13 委 託 料	6,400	53 東生涯学習センター等改修事業	6,400
		【子ども未来創造局生涯学習・市民活動室】	
		13 委 託 料	6,400
		1 委 託 料	6,400
		実施設計委託	6,400

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	4		39,600	19,516 4.40
	議 員	23	170,286		74,924 4.40
	その他の 特 別 職	1,686	533,255		
	計	1,713	703,541	39,600	94,440
補正前	長 等	4		39,600	19,516 4.40
	議 員	23	170,286		74,924 4.40
	その他の 特 別 職	2,003	537,410		
	計	2,030	707,696	39,600	94,440
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	△ 317	△ 4,155		
	計	△ 317	△ 4,155		

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
4,753	120	63,989	10,516	74,505	
		245,210	62,424	307,634	
		533,255	74,244	607,499	
4,753	120	842,454	147,184	989,638	
4,753	120	63,989	10,516	74,505	
		245,210	62,424	307,634	
		537,410	74,244	611,654	
4,753	120	846,609	147,184	993,793	
		△ 4,155		△ 4,155	
		△ 4,155		△ 4,155	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(163) 956		3,874,730	3,511,274
補正前	(171) 971		3,886,037	3,511,935
比 較	(△ 8) △ 15		△ 11,307	△ 661
職員手当 の 内 訳				

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
7,386,004	1,444,164	8,830,168	
7,397,972	1,450,452	8,848,424	
△ 11,968	△ 6,288	△ 18,256	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
518,645	78,247	2,936	296,551
517,712	77,422	2,931	313,517
933	825	5	△ 16,966

退 職 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
441,605	2,496
441,605	2,664
	△ 168

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 11,307	1 その他の増減分	△ 11,307
職 員 手 当	△ 661	1 その他の増減分	△ 661

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路・交通安全施設 維持補修事業 (H31継続費)	令和元年度 (2019年度)	補正前	千円 73,000	千円	千円
				補 正	45,000		
				補正後	118,000		
			令和2年度 (2020年度)	補正前	94,000		
				補 正			
				補正後	94,000		
			計	補正前	167,000		
				補 正	45,000		
				補正後	212,000		

前年度末までの支出額又は支出額の見込み
進行状況等に関する調書

画 源 内 訳		前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源	一般財源						
そ の 他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	73,000			73,000	73,000		43.7
	45,000			45,000	45,000		
	118,000			118,000	118,000		55.7
	94,000					94,000	56.3
	94,000					94,000	44.3
	167,000			73,000	73,000	94,000	100.0
	45,000			45,000	45,000		
	212,000			118,000	118,000	94,000	100.0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
					千円	千円	千円
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	平成26年度 (2014年度)	補正前	12,204	2,800	
				補 正			
				補正後	12,204	2,800	
			平成27年度 (2015年度)	補正前	44,516		
				補 正			
				補正後	44,516		
			平成28年度 (2016年度)	補正前	1,811,627	942,500	858,000
				補 正			
				補正後	1,811,627	942,500	858,000
			平成29年度 (2017年度)	補正前	610,763	395,266	193,200
				補 正			
				補正後	610,763	395,266	193,200
			平成30年度 (2018年度)	補正前	383,108	18,434	326,500
				補 正			
				補正後	383,108	18,434	326,500
			令和元年度 (2019年度)	補正前	19,488	9,743	8,700
				補 正			
				補正後	19,488	9,743	8,700
			令和2年度 (2020年度)	補正前	62,138	31,068	27,900
				補 正			
				補正後	62,138	31,068	27,900
			令和3年度 (2021年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和4年度 (2022年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和5年度 (2023年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			計	補正前	2,943,844	1,399,811	1,414,300
				補 正			
				補正後	2,943,844	1,399,811	1,414,300

画		前前年度 未までの 支 出 額	前 年 度 未までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源 内 訳							
源	一般財源						
そ の 他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	9, 404	3, 303	8, 901		12, 204		0. 4
	9, 404	3, 303	8, 901		12, 204		0. 4
	44, 516	31, 000	13, 516		44, 516		1. 5
	44, 516	31, 000	13, 516		44, 516		1. 5
	11, 127	1, 478, 285	333, 342		1, 811, 627		61. 5
	11, 127	1, 478, 285	333, 342		1, 811, 627		61. 5
	22, 297		610, 763		610, 763		20. 8
	22, 297		610, 763		610, 763		20. 8
	38, 174		383, 108		383, 108		13. 0
	38, 174		383, 108		383, 108		13. 0
	1, 045			19, 488	19, 488		0. 7
	1, 045			19, 488	19, 488		0. 7
	3, 170					62, 138	2. 1
	3, 170					62, 138	2. 1
	129, 733	1, 512, 588	1, 349, 630	19, 488	2, 881, 706	62, 138	100. 0
	129, 733	1, 512, 588	1, 349, 630	19, 488	2, 881, 706	62, 138	100. 0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
8 土木費	4 都市計画費	北 大 阪 急 行 線 延 伸 整 備 事 業 (継 続 費)	平成28年度 (2016年度)	補正前	千円 11,360,133	千円 5,918,102	千円 5,364,000
				補 正			
				補正後	11,360,133	5,918,102	5,364,000
			平成29年度 (2017年度)	補正前	3,064,567	1,805,310	1,126,600
				補 正			
				補正後	3,064,567	1,805,310	1,126,600
			平成30年度 (2018年度)	補正前	9,073,546	6,516,461	2,292,400
				補 正			
				補正後	9,073,546	6,516,461	2,292,400
			令和元年度 (2019年度)	補正前	15,849,354	11,436,583	2,837,500
				補 正			
				補正後	15,849,354	11,436,583	2,837,500
			令和2年度 (2020年度)	補正前	12,540,972	10,166,766	1,125,000
				補 正			
				補正後	12,540,972	10,166,766	1,125,000
			令和3年度 (2021年度)	補正前	8,041	4,020	
				補 正			
				補正後	8,041	4,020	
			令和4年度 (2022年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和5年度 (2023年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和6年度 (2024年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			計	補正前	51,896,613	35,847,242	12,745,500
				補 正			
				補正後	51,896,613	35,847,242	12,745,500

画 源 内 訳		前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源	一般財源						
そ の 他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
78,031		6,188,424	5,171,709		11,360,133		21.9
78,031		6,188,424	5,171,709		11,360,133		21.9
132,657		308,527	2,756,040		3,064,567		5.9
132,657		308,527	2,756,040		3,064,567		5.9
264,685			9,073,546		9,073,546		17.5
264,685			9,073,546		9,073,546		17.5
1,575,271				15,849,354	15,849,354		30.5
1,575,271				15,849,354	15,849,354		30.5
1,249,206						12,540,972	24.2
1,249,206						12,540,972	24.2
4,021						8,041	
4,021						8,041	
3,303,871		6,496,951	17,001,295	15,849,354	39,347,600	12,549,013	100.0
3,303,871		6,496,951	17,001,295	15,849,354	39,347,600	12,549,013	100.0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
8 土 木 費	4 都市計画費	箕面船場阪大前 駅前地区歩行者 デッキ整備事業 (継 続 費)	平成30年度 (2018年度)	補正前	千円 654,989	千円 238,870	千円 322,400
				補 正			
				補正後	654,989	238,870	322,400
			令和元年度 (2019年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和2年度 (2020年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和3年度 (2021年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			計	補正前	654,989	238,870	322,400
				補 正			
				補正後	654,989	238,870	322,400

画		前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源 内 訳							
源	一般財源						
そ の 他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	93,719		238,870	416,119	654,989		100.0
	93,719		238,870	416,119	654,989		100.0
	93,719		238,870	416,119	654,989		100.0
	93,719		238,870	416,119	654,989		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額	
			期 間	金 額
萱野中央人権文化センター 管理運営事業 （消費税引上分）	補正前	千円		千円
	補 正	11,215		
	補正後	11,215		
聖苑等管理運営事業 （業務追加分） （消費税引上分）	補正前			
	補 正	72		
	補正後	72		

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 (2019年度) か ら 令和6年度 (2024年度)	11,215				11,215
令和元年度 (2019年度) か ら 令和6年度 (2024年度)	11,215				11,215
令和元年度 (2019年度) か ら 令和2年度 (2020年度)	72				72
令和元年度 (2019年度) か ら 令和2年度 (2020年度)	72				72

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額	
			期 間	金 額
箕面萱野駅前地区 築ちづくり拠点施設 整備運営事業		千円		千円
	補正前	1,628,579		
	補 正			
北大阪急行線延伸整備事業	補正後	1,628,579		
	補正前			
	補 正	57,000,000	平成25年度 (2013年度) か ら 平成30年度 (2018年度)	28,455,243
	補正後	57,000,000	平成25年度 (2013年度) か ら 平成30年度 (2018年度)	28,455,243

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 (2019年度) か ら 令和17年度 (2035年度)	1, 628, 579	814, 289	732, 700		81, 590
令和元年度 (2019年度) か ら 令和20年度 (2038年度)	1, 628, 579	814, 289	732, 700		81, 590
令和元年度 (2019年度) か ら 令和6年度 (2024年度)	28, 544, 757	21, 721, 642	3, 962, 500	2, 860, 615	
令和元年度 (2019年度) か ら 令和6年度 (2024年度)	28, 544, 757	21, 721, 642	3, 962, 500	2, 860, 615	

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額	
			期 間	金 額
彩都地区小中一貫校増築等事業	補正前	千円		千円
	補 正	3,338,455		
	補正後	3,338,455		

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 (2019年度) か ら 令和21年度 (2039年度)	3,338,455	705,973	2,001,300		631,182
令和元年度 (2019年度) か ら 令和21年度 (2039年度)	3,338,455	705,973	2,001,300		631,182

地方債の前前年度における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	15,360,973	22,907,152	(2,547,600) 9,104,600	969,071	33,590,281
	補 正			115,700		115,700
	補正後	15,360,973	22,907,152	(2,547,600) 9,220,300	969,071	33,705,981
(1) 社会福祉・厚生文化	補正前	835,621	751,985		86,083	665,902
	補 正			115,700		115,700
	補正後	835,621	751,985	115,700	86,083	781,602
合 計	補正前	32,398,027	40,046,715	(2,623,600) 10,204,600	2,409,394	50,465,521
	補 正			115,700		115,700
	補正後	32,398,027	40,046,715	(2,623,600) 10,320,300	2,409,394	50,581,221

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 5 3 号議案

令和元年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

令和元年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,321千円を追加し、歳入歳出それぞれ10,817,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 2,441,108	千円 △52,517	千円 2,388,591
	1 介 護 保 険 料	2,441,108	△52,517	2,388,591
7 繰 入 金		1,752,850	58,838	1,811,688
	1 他 会 計 繰 入 金	1,589,708	58,838	1,648,546
歳 入 合 計		10,811,635	6,321	10,817,956

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 229,145	千円 6,321	千円 235,466
	1 総 務 管 理 費	137,970	6,321	144,291
歳 出 合 計		10,811,635	6,321	10,817,956

令和元年度
(2019年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,441,108	△52,517	2,388,591
2 使用料及び手数料	251	0	251
3 国庫支出金	2,326,533	0	2,326,533
4 支払基金交付金	2,786,079	0	2,786,079
5 府支出金	1,498,520	0	1,498,520
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,752,850	58,838	1,811,688
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	6,292	0	6,292
歳入合計	10,811,635	6,321	10,817,956

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	229,145	6,321	235,466
2 保険給付費	9,944,790	0	9,944,790
3 地域支援事業費	633,668	0	633,668
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	2,031	0	2,031
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	10,811,635	6,321	10,817,956

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	6,321
0	0	△52,517	52,517
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	△52,517	58,838

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1	保	険 料	千円 2,441,108	千円 △52,517	千円 2,388,591
	1	介 護 保 険 料	2,441,108	△52,517	2,388,591
		1 第 一 号 被 保 険 者 保 険 料	2,441,108	△52,517	2,388,591
7	繰	入 金	1,752,850	58,838	1,811,688
	1	他 会 計 繰 入 金	1,589,708	58,838	1,648,546
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1,589,708	58,838	1,648,546

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現 年 度 分	△52,517	1 特別徴収保険料 補正後 2,171,173,000円－補正前 2,218,439,000円	△47,266
		2 普通徴収保険料 補正後 211,418,000円－補正前 216,669,000円	△5,251
3 職 員 給 与 費 等 繰 入 金	6,321	1 職員給与費等繰入金 補正後 237,057,000円－補正前 230,736,000円	6,321
4 低所得者保険料 軽 減 繰 入 金	52,517	1 低所得者保険料軽減繰入金 補正後 72,839,000円－補正前 20,322,000円	52,517

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1	総	務 費	千円 229,145	千円 6,321	千円 235,466	千円 一般財源 6,321
	1	総 務 管 理 費	137,970	6,321	144,291	一般財源 6,321
		1 一 般 管 理 費	137,970	6,321	144,291	一般財源 6,321

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	3,219	3 一般事務経費（人件費）【介護・医療・年金室】 6,321
		2 給 料 3,219
3 職 員 手 当 等	1,717	2 一 般 職 給 3,219
		一般職給 3,219
4 共 済 費	1,385	3 職員手当等 1,717
		3 管理職手当 540
		4 地 域 手 当 451
		11 期末勤勉手当 726
		4 共 済 費 1,385
		3 職員共済組合負担金 1,385

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

給 与 費

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(4) 23.6		92,588	74,988
補正前	(4) 23.6		89,369	73,271
比 較	()		3,219	1,717
職員手当 の 内 訳				

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
167,576	35,668	203,244	
162,640	34,283	196,923	
4,936	1,385	6,321	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
12,026	1,758	12,423
11,575	1,758	12,423
451		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	3,219	1 その他の増加分	3,219
職 員 手 当	1,717	1 その他の増加分	1,717

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 3,219 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 〔 職 員 数 〕 補正後 23.6(4)人 ()人 23.6(4)人 補正前 23.6(4)人 ()人 23.6(4)人 比 較 ()人 ()人 ()人
	管理職手当 540 千円 地域手当 451 千円 期末勤勉手当 726 千円

第54号議案

令和元年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）

令和元年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276,944千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,572,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,994,559	千円 275,744	千円 2,270,303
	1 後期高齢者医療保険料	1,994,559	275,744	2,270,303
3 繰 入 金		297,103	1,200	298,303
	1 他 会 計 繰 入 金	297,103	1,200	298,303
歳 入 合 計		2,295,406	276,944	2,572,350

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,254,130	千円 276,944	千円 2,531,074
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,254,130	276,944	2,531,074
歳 出 合 計		2,295,406	276,944	2,572,350

令和元年度
(2019年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	1,994,559	275,744	2,270,303
2 使用料及び手数料	140	0	140
3 繰入金	297,103	1,200	298,303
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	3,603	0	3,603
歳入合計	2,295,406	276,944	2,572,350

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	37,176	0	37,176
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	2,254,130	276,944	2,531,074
3 諸 支 出 金	3,600	0	3,600
4 予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計	2,295,406	276,944	2,572,350

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	275,744	1,200
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	275,744	1,200

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料			千円 1,994,559	千円 275,744	千円 2,270,303
	1	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,994,559	275,744	2,270,303
		1 特 別 徴 収 保 険 料	742,155	80,300	822,455
		2 普 通 徴 収 保 険 料	1,252,404	195,444	1,447,848
3 繰 入 金			297,103	1,200	298,303
	1	他 会 計 繰 入 金	297,103	1,200	298,303
		1 一 般 会 計 繰 入 金	297,103	1,200	298,303

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現 年 分	80,300	1 現年分	80,300
		補正後 822,455,000円－補正前 742,155,000円	
1 現 年 分	195,444	1 現年分	195,444
		補正後 1,440,248,000円－補正前 1,244,804,000円	
1 保険基盤安定 繰 入 金	1,200	1 保険料軽減繰入金	1,200
		補正後 260,770,000円－補正前 259,570,000円	

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
	2	後期高齢者医療広域連合納付金	千円 2,254,130	千円 276,944	千円 2,531,074	千円 後期高齢者医療保険料 275,744 一般財源 1,200
	1	後期高齢者医療広域連合納付金	2,254,130	276,944	2,531,074	後期高齢者医療保険料 275,744 一般財源 1,200
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,254,130	276,944	2,531,074	後期高齢者医療保険料 275,744 一般財源 1,200

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	276,944	1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・医療・年金室】	276,944
		19 負担金補助及び交付金	276,944
		4 納付金	276,944
		保険料等納付金	275,744
		保険基盤安定納付金	1,200

(款) 2 後期高齢者医療広域連合
(項) 1 後期高齢者医療広域連合

第55号議案

令和元年度箕面市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度箕面市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度箕面市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支		出	
第1款	病院事業費用	9,780,579 千円	4,104 千円	9,784,683 千円
第1項	医業費用	9,555,077 千円	4,104 千円	9,559,181 千円

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

令和元年度（2019 年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）説明書

令和元年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 9,780,579	千円 4,104	千円 9,784,683	
	1 医 業 費 用		9,555,077	4,104	9,559,181	
		3 経 費	1,586,454	4,104	1,590,558	

令和元年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 684,298	△ 4,104	△ 688,402
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	74,659	△ 4,104	70,555
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 263,839		△ 263,839
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	129,308		129,308
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 59,872	△ 4,104	△ 63,976
5. 資金期首残高	300,850		300,850
6. 資金期末残高	240,978	△ 4,104	236,874

令和元年度（2019 年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）参考資料

実施計画内訳書

収益的收入及び支出

支 出

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 病院事業費用	9,780,579	4,104	9,784,683	
1 医業費用	9,555,077	4,104	9,559,181	
3 経費	1,586,454	4,104	1,590,558	
				委 託 料

金 額	説 明		
千円	千円		
912,046	経営分析業務委託料	4,104	新規計上

第56号議案

令和元年度箕面市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度箕面市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			

ア 改 良 事 業	1,179,505 千円	△887 千円	1,178,618 千円
-----------	--------------	---------	--------------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,790,360 千円	△2,123 千円	2,788,237 千円
第1項 営業費用	2,686,113 千円	△2,123 千円	2,683,990 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,182,396千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,181,509千円」に、「建設改良積立金387,896千円」を「建設改良積立金387,009千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,568,126 千円	△887 千円	1,567,239 千円
第1項 建設改良費	1,220,667 千円	△887 千円	1,219,780 千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費269,133千円」を「職員給与費266,123千円」に改める。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

令和元年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			2,790,360	△ 2,123	2,788,237	
	1 営業費用		2,686,113	△ 2,123	2,683,990	
		1 原水及び浄水費	1,424,067	4,917	1,428,984	原水・浄水設備の維持に要する費用
		2 配水及び給水費	197,769	△ 3,559	194,210	配水・給水設備の維持に要する費用
		3 受託工事費	28,718	4,439	33,157	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	113,171	300	113,471	料金の調定、徴収及び計量業務に要する費用
		5 総係費	173,264	△ 8,220	165,044	事業活動全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出			1,568,126	△ 887	1,567,239	
	1 建設改良費		1,220,667	△ 887	1,219,780	
		1 改良費	1,179,505	△ 887	1,178,618	改良事業に要する経費

令和元年度 箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	211,303	2,123	213,426
業務活動によるキャッシュ・フロー①	790,452	2,123	792,575
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,117,312	887	△ 1,116,425
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,102,537	887	△ 1,101,650
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 39,442		△ 39,442
4 資金の増加額④＝①+②+③	△ 351,527	3,010	△ 348,517
5 資金期首残高	2,195,447	215,694	2,411,141
6 資金期末残高	1,843,920	218,704	2,062,624

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		特別職 (人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)			計 (千円)
		管理者	その他								
補正後	損益勘定支弁職員		11	(3) 19	83	82,239		110,398	192,720	30,346	223,066
	資本勘定支弁職員			() 5		18,332		15,030	33,362	7,035	40,397
	合 計		11	(3) 24	83	100,571		125,428	226,082	37,381	263,463
補正前	損益勘定支弁職員		11	(2) 21	83	84,273		109,803	194,159	30,730	224,889
	資本勘定支弁職員			(1) 4		18,882		15,645	34,527	6,757	41,284
	合 計		11	(3) 25	83	103,155		125,448	228,686	37,487	266,173
比較	損益勘定支弁職員			(1) △ 2		△ 2,034		595	△ 1,439	△ 384	△ 1,823
	資本勘定支弁職員			(△ 1) 1		△ 550		△ 615	△ 1,165	278	△ 887
	合 計			() △ 1		△ 2,584		△ 20	△ 2,604	△ 106	△ 2,710

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、() 内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	3,214	9,828	13,698	1,400
	補正前	3,366	8,748	13,835	1,112
	比 較	△ 152	1,080	△ 137	288
	区 分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	3,190	884	43,214	50,000
	補正前	3,290	972	44,125	50,000
	比 較	△ 100	△ 88	△ 911	

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 2,584	1 その他の減分	△ 2,584	新陳代謝に係る減分 △ 2,584千円 職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 24 (3) 人 () 人 24 (3) 人 補正前 24 (4) 人 1 (△ 1) 人 25 (3) 人 比 較 (△ 1) 人 △ 1 (1) 人 △ 1 () 人
手当	△ 20	1 その他の増減分	△ 20	扶養手当 △ 152千円 管理職手当 1,080千円 地域手当 △ 137千円 通勤手当 288千円 時間外及び休日勤務手当 △ 100千円 住居手当 △ 88千円 期末勤勉手当 △ 911千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

令和 元 年度(2019年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

実施計画内訳書
収益的収入及び支出
支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,790,360	△ 2,123	2,788,237
1 営業費用		2,686,113	△ 2,123	2,683,990
	1 原水及び浄水費	1,424,067	4,917	1,428,984
	2 配水及び給水費	197,769	△ 3,559	194,210
	3 受託工事費	28,718	4,439	33,157
	4 業務費	113,171	300	113,471
	5 総係費	173,264	△ 8,220	165,044

明 細				
節	金額 (千円)	備 考	(千円)	
給料	38,321	給料	38,321	2,019 増
手当等	22,160	扶養手当	1,308	270 増
		管理職手当	4,080	540 増
		地域手当	5,245	338 増
		期末勤勉手当	10,626	601 増
賞与引当金繰入額	6,400	賞与引当金繰入額	6,400	494 増
法定福利費	12,852	職員共済組合負担金	11,631	679 増
		社会保険料	718	24 減
給料	15,066	給料	15,066	1,400 減
手当等	9,541	扶養手当	908	250 減
		地域手当	2,066	200 減
		通勤手当	245	193 増
		時間外及び休日勤務手当	600	200 増
		住居手当	124	200 減
		期末勤勉手当	4,338	750 減
賞与引当金繰入額	2,749	賞与引当金繰入額	2,749	287 減
法定福利費	5,077	職員共済組合負担金	4,507	1,380 減
		社会保険料	327	327 増
		協会けんぽ負担金	188	188 増
給料	4,299	給料	4,299	2,047 増
手当等	2,564	扶養手当	120	120 増
		管理職手当	540	540 増
		地域手当	596	325 増
		時間外及び休日勤務手当	0	400 減
		期末勤勉手当	1,283	660 増
賞与引当金繰入額	769	賞与引当金繰入額	769	397 増
法定福利費	1,451	職員共済組合負担金	1,436	750 増
手当等	1,134	時間外及び休日勤務手当	300	300 増
給料	21,619	給料	21,619	4,700 減
手当等	14,846	扶養手当	678	108 増
		地域手当	2,904	500 減
		通勤手当	30	90 減
		住居手当	428	212 増
		期末勤勉手当	6,578	1,200 減
		児童手当	1,540	300 減
賞与引当金繰入額	4,000	賞与引当金繰入額	4,000	650 減
法定福利費	8,726	職員共済組合負担金	7,496	1,100 減

資本的收入及び支出
支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,568,126	△ 887	1,567,239
1 建設改良費		1,220,667	△ 887	1,219,780
	1 改良費	1,179,505	△ 887	1,178,618

明 細				
節	金額 (千円)	備 考	(千円)	
給料	18,332	給料	18,332	550 減
手当等	15,030	扶養手当	200	400 減
		地域手当	2,534	100 減
		通勤手当	453	185 増
		時間外及び休日勤務手当	1,000	200 減
		住居手当	116	100 減
法定福利費	7,035	職員共済組合負担金	6,935	463 増
		協会けんぽ負担金	0	185 減

第57号議案

令和元年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			

ア 汚水建設改良事業	524,942 千円	40,235 千円	565,177 千円
イ 雨水建設改良事業	581,265 千円	△143,918 千円	437,347 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	

第1款 下水道事業費用	2,436,034 千円	6,807 千円	2,442,841 千円
第1項 営 業 費 用	2,317,938 千円	6,807 千円	2,324,745 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額630,769千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額640,736千円」に、「当年度分損益勘定留保資金33,744千円」を「当年度分損益勘定留保資金43,787千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,025千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,949千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	

第1款 資本的収入	967,036 千円	△113,650 千円	853,386 千円
第1項 企 業 債	326,500 千円	△14,500 千円	312,000 千円
第2項 国庫交付金	508,580 千円	△99,150 千円	409,430 千円

	支	出	
第1款 資本的支出	1,597,805 千円	△103,683 千円	1,494,122 千円
第1項 建設改良費	1,218,409 千円	△103,683 千円	1,114,726 千円

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目 的	補正 区分	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法				
					資金 区分	償還 期間	据置 期間	償還の 方 法	その他
公共下水道事業	補正前	千円 224,500	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年4% 以 内	地 方 公 共 団 体 金融機構 他	30年 以 内	5 年 以 内	半 年 賦 又 は 年 賦 元利均等 又 は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。
	補 正	△14,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	210,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費127,098千円」を「職員給与費134,102千円」に改める。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

令和元年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

支 出		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,436,034	6,807	2,442,841	
	1 営業費用		2,317,938	6,807	2,324,745	
		1 污水管渠費	96,108	549	96,657	污水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	48,780	△ 923	47,857	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	64,195	2,309	66,504	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		6 普及促進費	7,185	3,738	10,923	水洗化の普及促進に要する費用
		8 污水総係費	59,733	1,105	60,838	污水事業全般に関連する費用
		9 雨水総係費	34,019	29	34,048	雨水事業全般に関連する費用

資本的收入及び支出

収 入		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			967,036	△ 113,650	853,386	
	1 企業債		326,500	△ 14,500	312,000	
		1 公共下水道事業債	224,500	△ 14,500	210,000	公共下水道事業に充てる企業債
	2 国庫交付金		508,580	△ 99,150	409,430	
		1 国庫交付金	508,580	△ 99,150	409,430	社会資本整備総合交付金

支 出		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,597,805	△ 103,683	1,494,122	
	1 建設改良費		1,218,409	△ 103,683	1,114,726	
		1 污水建設改良費	524,942	40,235	565,177	污水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	581,265	△ 143,918	437,347	雨水建設改良事業に要する経費

令和元年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	143,520	△ 6,392	137,128
業務活動によるキャッシュ・フロー①	848,930	△ 6,392	842,538
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,114,154	103,683	△ 1,010,471
国庫補助金等による収入	550,581	△ 99,150	451,431
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 660,807	4,533	△ 656,274
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	326,500	△ 14,500	312,000
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 97,171	△ 14,500	△ 111,671
4 資金の増加額④=①+②+③	90,952	△ 16,359	74,593
5 資金期首残高	4,180,831	9,264	4,190,095
6 資金期末残高	4,271,783	△ 7,095	4,264,688

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数			給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
		管理者	その他								
補正後	損益勘定支弁職員		11	(1) 8	83	36,924		46,502	83,509	13,612	97,121
	資本勘定支弁職員			() 4		16,249		13,553	29,802	6,254	36,056
	合 計		11	(1) 12	83	53,173		60,055	113,311	19,866	133,177
補正前	損益勘定支弁職員		11	(1) 8	83	34,827		43,294	78,204	12,755	90,959
	資本勘定支弁職員			() 4		16,329		13,054	29,383	6,476	35,859
	合 計		11	(1) 12	83	51,156		56,348	107,587	19,231	126,818
比較	損益勘定支弁職員			()		2,097		3,208	5,305	857	6,162
	資本勘定支弁職員			()		△ 80		499	419	△ 222	197
	合 計			()		2,017		3,707	5,724	635	6,359

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補 正 後	1,659	6,720	7,372	780
	補 正 前	1,152	5,820	6,979	610
	比 較	507	900	393	170
	区 分	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	1,080	596	23,848	18,000
	補 正 前	1,320	396	22,071	18,000
	比 較	△ 240	200	1,777	

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料	2,017	1 その他の 増加分	2,017	新陳代謝に係る 増加分 2,017千円	職員数の異動状況 (現に在職する) (その他) (計) 職員数 補正後 12 (1) 人 () 人 12 (1) 人 補正前 11 (2) 人 1 (△ 1) 人 12 (1) 人 比 較 1 (△ 1) 人 △ 1 (1) 人 () 人
手当	3,707	1 その他の 増減分	3,707		扶養手当 507千円 管理職手当 900千円 地域手当 393千円 通勤手当 170千円 時間外及び休日勤務手当 △ 240千円 住居手当 200千円 期末勤勉手当 1,777千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

令和 元 年度(2019年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

実施計画内訳書
収益的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業費用		2,436,034	6,807	2,442,841
1 営業費用		2,317,938	6,807	2,324,745
	1 汚水管渠費	96,108	549	96,657
	2 雨水管渠費	48,780	△ 923	47,857
	4 ポンプ場費	64,195	2,309	66,504
	6 普及促進費	7,185	3,738	10,923
	8 汚水総係費	59,733	1,105	60,838
	9 雨水総係費	34,019	29	34,048

明 細					
節	金額(千円)	備 考	(千円)		
給料	8,056	給料	8,056	100	減
手当等	5,272	扶養手当	363	363	増
		地域手当	1,066	22	増
		住居手当	216	108	増
		期末勤勉手当	2,375	59	増
賞与引当金繰入額	1,411	賞与引当金繰入額	1,411	24	増
法定福利費	2,800	職員共済組合負担金	2,772	73	増
給料	6,532	給料	6,532	300	減
手当等	3,783	扶養手当	480	42	増
		管理職手当	540	180	減
		地域手当	909	50	減
		期末勤勉手当	1,699	150	減
賞与引当金繰入額	1,032	賞与引当金繰入額	1,032	50	減
法定福利費	2,063	職員共済組合負担金	1,528	235	減
給料	3,840	給料	3,840	906	増
手当等	1,636	地域手当	461	108	増
		期末勤勉手当	1,063	633	増
賞与引当金繰入額	637	賞与引当金繰入額	637	379	増
法定福利費	1,162	職員共済組合負担金	1,146	319	増
		社会保険料	0	36	減
給料	4,560	給料	4,560	1,479	増
手当等	3,031	扶養手当	78	78	増
		管理職手当	720	720	増
		地域手当	643	273	増
		時間外及び休日勤務手当	60	240	減
		住居手当	108	72	減
		期末勤勉手当	1,422	569	増
賞与引当金繰入額	846	賞与引当金繰入額	846	337	増
法定福利費	1,586	職員共済組合負担金	1,576	594	増
給料	9,514	給料	9,514	94	増
手当等	7,264	管理職手当	1,920	180	増
		地域手当	1,394	33	増
		期末勤勉手当	3,019	87	増
		児童手当	645	645	増
賞与引当金繰入額	1,808	賞与引当金繰入額	1,808	52	増
法定福利費	3,418	職員共済組合負担金	3,383	14	増
給料	4,422	給料	4,422	18	増
手当等	2,685	地域手当	618	3	増
		期末勤勉手当	1,347	5	増
賞与引当金繰入額	807	賞与引当金繰入額	807	3	増

資本的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的收入		967,036	△ 113,650	853,386
1 企業債		326,500	△ 14,500	312,000
	1 公共下水道事業債	224,500	△ 14,500	210,000
2 国庫交付金		508,580	△ 99,150	409,430
	1 国庫交付金	508,580	△ 99,150	409,430

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,597,805	△ 103,683	1,494,122
1 建設改良費		1,218,409	△ 103,683	1,114,726
	1 汚水建設改良費	524,942	40,235	565,177
	2 雨水建設改良費	581,265	△ 143,918	437,347

明 細					
節	金額(千円)	備 考	(千円)		
雨水建設改良債	210,000	企業債(地方公共団体金融機構)	210,000	14,500	減
汚水国庫交付金	236,815	汚水国庫交付金	236,815	6,965	減
雨水国庫交付金	172,615	雨水国庫交付金	172,615	92,185	減

明 細					
節	金額(千円)	備 考	(千円)		
給料	6,948	給料	6,948	300	減
手当等	5,017	扶養手当	0	198	減
		地域手当	889	70	減
		住居手当	264	264	増
		期末勤勉手当	2,948	240	減
法定福利費	2,483	職員共済組合負担金	2,461	320	減
委託料	60,572	下水道管渠調査・実施設計業務委託	43,559	40,620	減
工事請負費	485,131	工事請負費	485,131	81,719	増
給料	9,301	給料	9,301	220	増
手当等	8,536	扶養手当	558	222	増
		管理職手当	1,740	180	増
		地域手当	1,392	74	増
		通勤手当	339	170	増
		住居手当	8	100	減
		期末勤勉手当	4,499	197	増
法定福利費	3,771	職員共済組合負担金	3,738	98	増
委託料	30,011	下水道管渠調査・実施設計業務委託	18,669	8,061	増
工事請負費	365,970	工事請負費	365,970	153,040	減

第58号議案

令和元年度箕面市競艇事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度箕面市競艇事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 競艇事業費用	60,096,572 千円	△2,784 千円	60,093,788 千円
第1項 営 業 費 用	58,631,908 千円	△2,784 千円	58,629,124 千円

第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費218,768千円」を「職員給与費215,984千円」に改める。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

令和元年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
1 競艇事業費用			60,096,572	△ 2,784	60,093,788	
	1 営業費用		58,631,908	△ 2,784	58,629,124	
		7 管理費	620,561	△ 2,784	617,777	事業全般に関連する費用

令和元年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,236,201	△ 2,784	1,233,417
業務活動によるキャッシュ・フロー①	1,076,718	△ 2,784	1,073,934
2投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 40,726	0	△ 40,726
3財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4資金の増加額④=①+②+③	1,035,992	△ 2,784	1,033,208
5資金期首残高	5,362,448	157,950	5,520,398
6資金期末残高	6,398,440	155,166	6,553,606

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数			給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
		管理者	その他								
補正後	損益勘定支弁職員	1	23	(1) 20	4,986	82,911		95,737	183,634	32,110	215,744
	資本勘定支弁職員			()							
	合 計	1	23	(1) 20	4,986	82,911		95,737	183,634	32,110	215,744
補正前	損益勘定支弁職員	1	23	(1) 20	4,986	84,324		96,845	186,155	32,373	218,528
	資本勘定支弁職員			()							
	合 計	1	23	(1) 20	4,986	84,324		96,845	186,155	32,373	218,528
比較	損益勘定支弁職員			()		△ 1,413		△ 1,108	△ 2,521	△ 263	△ 2,784
	資本勘定支弁職員			()							
	合 計			()		△ 1,413		△ 1,108	△ 2,521	△ 263	△ 2,784

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
	補正後	1,934	7,320	11,051	1,555	7,299	1,146
	補正前	2,196	8,760	11,434	1,457	6,594	972
	比較	△ 262	△ 1,440	△ 383	98	705	174
	区 分	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)				
	補正後	57,569	7,863				
	補正前	57,569	7,863				
	比較						

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料	△ 1,413	1 その他の減分	△ 1,413	新陳代謝に係る減分 △ 1,413千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 21 (1) 人 () 人 21 (1) 人 補正前 21 (1) 人 () 人 21 (1) 人 比 較 () 人 () 人 () 人
手当	△ 1,108	1 その他の増減分	△ 1,108		扶養手当 △ 262千円 管理職手当 △ 1,440千円 地域手当 △ 383千円 通勤手当 98千円 時間外及び休日勤務手当 705千円 住居手当 174千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

令和 元 年度(2019年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 1 号) 参考資料

実施計画内訳書
収益的收入及び支出
支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 競艇事業費用		60,096,572	△ 2,784	60,093,788
1 営業費用		58,631,908	△ 2,784	58,629,124
	7 管理費	620,561	△ 2,784	617,777

明		細			
節	金 額	備 考			
	(千円)	(千円)			
給料	82,911	一般職給（21人）	74,343	1,413	減
手当等	73,263	扶養手当（8人）	1,934	262	減
		管理職手当（9人）	7,320	1,440	減
		地域手当（22人）	11,051	383	減
		通勤手当（16人）	1,555	98	増
		時間外及び休日勤務手当（10人）	7,299	705	増
		住居手当（8人）	1,146	174	増
法定福利費	32,110	職員共済組合負担金	31,093	341	減
		協会けんぽ負担金	613	4	増
		雇用保険料（再任用・任期付職員）	203	74	増

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年6月3日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 桑 井 明 子

略		歴
昭和42年	3月	関西学院大学文学部卒業
同 42年	4月	東大阪市役所勤務
同 50年	4月	箕面市役所勤務
平成 6年	4月	箕面市健康福祉部障害福祉課早期療育担当係長
同 9年	7月	箕面市健康福祉部総合保健福祉センター保健福祉推進室課長補佐

同	17年	4月	箕面市教育委員会事務局子ども部（再任用）
同	20年	1月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	21年	4月	箕面市障害者介護給付費等支給判定審査会委員（現在に至る。）
同	22年	8月	箕面市個人情報保護制度運営審議会委員
同	23年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

（提案理由）

桑井明子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 笹 川 實 千 代

略		歴
昭和 50 年	3 月	大阪教育大学卒業
同 50 年	4 月	箕面市立豊川北小学校勤務
平成 12 年	4 月	箕面市立西南小学校教頭
同 18 年	4 月	箕面市教育委員会事務局教育推進部人権教育課長
同 22 年	4 月	箕面市立西南小学校長

同 25年 4月	大阪青山短期大学准教授
同 26年 5月	箕面市情報開示審査会委員（現在に至る。）
同 28年 4月	大阪青山大学特任准教授
同 30年 10月	大阪青山大学特任教授（現在に至る。）

（提案理由）

笹川 實千代氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。